

柳川市障がい者福祉計画  
第5期柳川市障がい福祉計画  
第1期柳川市障がい児福祉計画



平成30年3月

柳川市

## はじめに

障がいのある人を取り巻く状況は、めまぐるしく変化しています。

平成23年8月の「障害者基本法」の改正をはじめとして、平成24年10月に施行された「障害者虐待防止法」、平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」などさまざまな法整備が行われ、より一層障がいのある人の視点に立った施策・取り組みの推進が求められるところとなっています。

このような中、本市では、平成19年3月に「柳川市障害者福祉計画」及び「第1期柳川市障害福祉計画」を策定し、障がい者福祉施策の総合的な推進に努めてまいりました。

今回、平成30年度から平成38年度までの今後9年間の障がい者福祉施策の指針となる「柳川市障がい者福祉計画」を策定するとともに、障がい福祉サービス等の確保と障がい児支援の提供体制の確保に関する実施計画として、平成30年度から32年度までの3か年を計画期間とする「第5期柳川市障がい福祉計画」及び「第1期柳川市障がい児福祉計画」を策定しました。

この3つの障がい福祉計画は、障がいのある人やそのご家族、障がい者団体等、市民の皆様のご協力のもと、生活実態や意見・要望等を把握するためのアンケート調査や団体等ヒアリングを実施し、そのご意見等を踏まえ策定にあたりました。

「柳川市障がい者福祉計画」の基本理念である「障がいのある人もない人も、共に支えあうまち 柳川」の実現に向け、今後も市民の皆様とともに取り組んでまいりたいと存じます。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力いただきました、柳川市障害者自立支援協議会の委員の皆様方をはじめ、ご協力いただきました関係者の皆様に心より厚くお礼を申し上げます。

平成30年3月

柳川市長 金子 健次

# 目 次

## 第1部 総論

第1章 計画の概要	2
1 計画策定の背景	2
2 計画の位置づけ	4
（1）法的根拠	4
（2）他の計画との関係	4
3 計画の期間	4
4 計画における障がい者の定義	5
5 計画の策定体制	5
（1）柳川市障がい者福祉計画策定のための委員会の設置	5
（2）パブリックコメントの実施	6
（3）アンケート調査等の実施	6
第2章 障がい者の状況	7
1 人口動態	7
2 障がい者の状況	8
（1）障害者手帳交付者の状況	8
（2）身体障がい者の状況	9
（3）知的障がい者の状況	11
（4）精神障がい者の状況	12
（5）難病（指定難病）、発達障がいについて	13
3 障がい支援区分認定者の状況	14
（1）障がい支援区分認定者の区分別の状況	14
（2）障がい福祉サービス支給決定者と地域生活支援事業利用決定者の状況	14
4 障がい者調査からみる障がい者の生活実態	15
（1）収入の状況	15
（2）考えていることや希望を気軽に話せる人	16
（3）外出時に困ることや心配	17
（4）障がい福祉サービスの利用状況	18
（5）障がい者の福祉のために、国や市に、特に力をいれてほしいこと	19
5 心身障がい児調査からみる障がい児の生活実態	20
（1）生活の中で困っていること	20
（2）困ったときの相談相手	20
（3）今後の生活について	21
（4）障がい福祉サービスの利用状況	21
（5）障がい者の福祉のために、国や市に、特に力をいれてほしいこと	22
6 障がい福祉関係団体ヒアリング調査	23
7 事業所調査からみた障がい福祉サービスの提供状況	25
（1）障がい福祉サービス提供事業所一覧	25
（2）事業所調査結果	27

第3章 計画の推進体制 .....	29
1 関係機関との連携 .....	29
2 広報・啓発活動の推進 .....	30
(1) 広報・啓発活動の推進 .....	30
(2) 障がい及び障がいのある人への理解の促進 .....	30
(3) ボランティア活動等の推進 .....	30
3 計画の進捗管理及び点検 .....	30
第2部 障がい者福祉計画	
第1章 計画の基本的な考え方 .....	32
1 計画の基本理念 .....	32
2 計画の基本目標 .....	32
3 施策の体系 .....	33
第2章 分野別施策の方向 .....	34
1 生活支援 .....	34
(1) 相談支援体制の充実 .....	34
(2) 在宅福祉サービスの充実 .....	36
(3) 障がい児支援の充実 .....	38
2 保健・医療 .....	39
(1) 保健・医療サービスの充実 .....	39
(2) 地域リハビリテーション及び医療の充実 .....	41
(3) 精神保健と難病疾患対策の推進 .....	42
3 教育、スポーツ・文化活動の振興 .....	43
(1) インクルーシブ教育の推進 .....	43
(2) スポーツ・文化活動等の振興 .....	46
4 雇用・就業、経済的自立の支援 .....	47
(1) 障がい者雇用の促進 .....	47
(2) 経済的自立の支援 .....	51
5 生活環境 .....	52
(1) 福祉のまちづくりの推進 .....	52
(2) 居住環境の整備・バリアフリー化の促進 .....	54
(3) 移動交通手段の充実 .....	55
6 情報アクセシビリティ .....	56
(1) 情報収集・提供の充実 .....	56
(2) コミュニケーション支援の充実 .....	57
7 安全・安心 .....	58
(1) 防災対策の推進 .....	58
(2) 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止 .....	60
8 差別の解消及び権利擁護の推進 .....	61
(1) 障がいを理由とする差別解消の推進 .....	61

(2) 権利擁護の推進 .....	63
9 行政サービス等における配慮 .....	64
第3部 障がい福祉計画（第5期）	
第1章 計画の基本的考え方 .....	66
第2章 障がい福祉サービスの事業量の推計 .....	68
1 平成32年度の数値目標の設定 .....	68
(1) 施設入所者の地域生活への移行 .....	68
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 .....	69
(3) 地域生活支援拠点等の整備 .....	69
(4) 福祉施設から一般就労への移行 .....	70
2 障がい福祉サービス .....	71
(1) 訪問系サービス .....	71
(2) 日中活動系サービス .....	72
(3) 居住系サービス .....	77
(4) 相談支援事業（サービス利用計画作成） .....	78
3 地域生活支援事業 .....	80
(1) 相談支援事業 .....	81
(2) 意思疎通支援事業 .....	82
(3) 日常生活用具給付等事業 .....	83
(4) 移動支援事業 .....	83
(5) 地域活動支援センター .....	84
(6) 日中一時支援事業 .....	84
(7) 訪問入浴サービス事業 .....	85
第4部 障がい児福祉計画（第1期）	
第1章 計画の基本的考え方 .....	88
第2章 児童福祉法上のサービス等の見込 .....	89
1 成果指標 .....	89
2 児童福祉法上のサービス .....	90
資 料	
柳川市障害者自立支援協議会要綱 .....	94
平成29年度 柳川市障害者自立支援協議会委員名簿 .....	96

# 第 1 部 総論

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景

国では、平成18年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」の締結に先立ち、「障害者基本法」の一部改正、「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」の制定、「障害者自立支援法」を改正した「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」の制定等の法整備を行ってきました。これら一連の国内法の整備を経て、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」が批准され、障がいのある人の権利の実現に向けた取組が、一層強化されることになりました。

福岡県では、昭和57年に「福岡県障害者福祉長期行動計画」を策定して以来、平成16年3月には「ふくおか障害者プラン(前期)」、平成27年3月には「福岡県障害者長期計画」（平成27年度～平成32年度）を作成し、障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきました。また、平成18年には障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく「福岡県障害福祉計画(第1期)」、平成21年には「ふくおか障害者プラン」と「福岡県障害福祉計画」を一体化した「福岡県障害者福祉計画」以降、平成27年3月に、「福岡県障害者福祉計画(第3期)」を策定し、その中で、必要な障がい福祉サービスや相談支援などの必要見込量を算定し、地域において適切なサービスを提供できる体制の整備に計画的に取り組んできました。

本市でも、障がい者に関する施策・事業は、『障がいのある人もない人も、共に支えあうまち 柳川』を基本理念とした「柳川市障害者福祉計画」（平成19年度～28年度）に基づき進められているとともに、生活支援については「第4期柳川市障害福祉計画」によって進められています。

その後、平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行され、同5月には「障害者総合支援法」等のさらなる改正が行われるなど、障がいのある人を取りまく制度や環境は、大きく変化しています。法改正等は計画内容に大きく影響することから、これらの関連する法制度や計画との整合性をとりつつ、新たな課題やニーズに対応していく必要があります。

現行の「柳川市障害者福祉計画」が平成28年度に終了し、「第4期柳川市障害福祉計画」が平成29年度に終了することから、これらの関連する法制度との整合性を踏まえ、平成30年度を初年度とする「柳川市障がい者福祉計画・第5期柳川市障がい福祉計画・第1期柳川市障がい児福祉計画」（以下、「障がい者計画等」という。）を新たに策定するものです。

【国の主な動向と福岡県、柳川市の動向】

年	国			福岡県	柳川市	
H18	◇障害者自立支援法の施行 ◇高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	障害者基本計画（第2次）	重点施策実施 5か年計画	福岡県障害者福祉計画（第1期）  福岡県障害者福祉計画（前期）  福岡県障害者福祉計画  福岡県障害者福祉計画（第2期）  福岡県障害者福祉計画（第2期）  福岡県障害者福祉計画（第3期）	柳川市障害者福祉計画 第1期柳川市 障害福祉計画	
H19	◇障害者権利条約署名					
H20	◇児童福祉法の改正					
H21						
H22			重点施策実施5か年計画		新福岡県障害者福祉長期計画 （H16年度～H26年度）	柳川市障害者福祉計画 第2期柳川市 障害福祉計画
H23	◇障害者基本法の一部を改正する法律の施行					
H24	◇障害者虐待防止法の施行	障害者基本計画（第3次）		福岡県障害者福祉計画（第2期）  福岡県障害者福祉計画（第3期）	柳川市障害者福祉計画 第3期柳川市 障害福祉計画	
H25	◇障害者総合支援法の施行 ◇障害者優先調達推進法の施行 ◇成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行					
H26	◇障害者権利条約の批准					
H27	◇難病の患者に対する医療等に関する法律の施行				福岡県障害者福祉計画（第3期）	柳川市障害者福祉計画 第4期柳川市 障害福祉計画
H28	◇障害者差別解消法の施行 ◇障害者雇用促進法一部改正の施行					
H29						

## 2 計画の位置づけ

### (1) 法的根拠

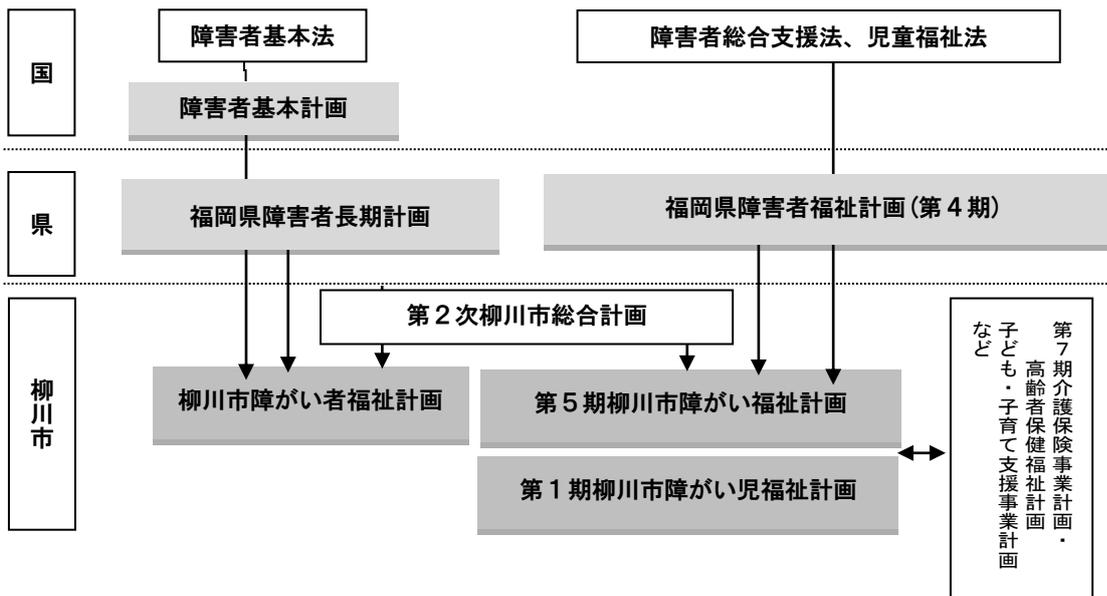
柳川市障がい者福祉計画は、障害者基本法第 11 条で地方自治体に策定が義務付けられている「市町村障害者計画」で、障がい者施策全般に関する基本的な考え方や方向性を示します。

第 5 期障がい福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条で地方自治体に策定が義務付けられている「市町村障害福祉計画」であり、障がい福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み及びその確保のための方策を示します。

第 1 期障がい児福祉計画は、改正児童福祉法第 33 条の 20 で新たに地方自治体に策定が定められた「市町村障害児福祉計画」であり、児童福祉法に基づく障がい児支援の提供体制の整備目標などを示します。

### (2) 他の計画との関係

これらの計画は、国の「障害者基本計画」、県の「福岡県障害者長期計画」及び「福岡県障害者福祉計画」を踏まえ、「第 2 次柳川市総合計画」を上位計画とし、その他関連する計画との整合性を図りながら推進するものです。



## 3 計画の期間

3つの計画の期間は以下のとおりです。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	・・・	平成 38 年度
柳川市障がい者福祉計画	→ 現行			→ 次期				
柳川市障がい福祉計画 (第 5 期)		→ 第 4 期		→ 第 5 期				
柳川市障がい児福祉計画 (第 1 期)				→ 第 1 期				

## 4 計画における障がい者の定義

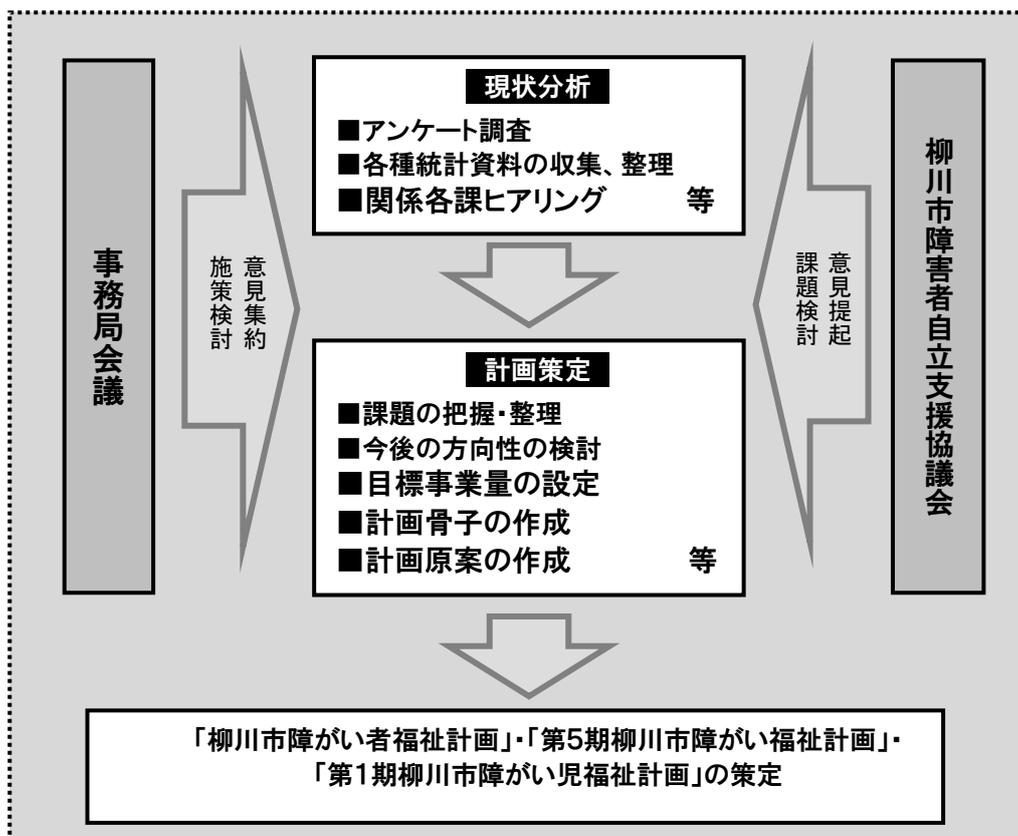
この計画では、障害者総合支援法に基づき、対象とする障がい者の範囲を、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者を含む）に、制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病の人等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者）、さらに、児童福祉法に基づき、身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）、又は、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法で定めた児童を対象としています。

## 5 計画の策定体制

計画の策定に当たっては、以下のような取組を行いました。

### （1）柳川市障がい者福祉計画策定のための委員会の設置

障がい者福祉計画等の策定に当たって、相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者、保健・医療機関関係者、学識経験者、障がい者当事者団体などで構成する「柳川市障害者自立支援協議会」において計画内容等について検討し、計画への意見の反映に努めました。



## (2) パブリックコメントの実施

計画素案については、パブリックコメントを実施し、市民の意見を反映しました。

## (3) アンケート調査等の実施

障がい者の生活状況や障がい福祉サービス等の利用状況、今後の利用意向等を把握するとともに、市内で活動する福祉関係団体・組織のヒアリング調査、市内で障がい福祉サービスを提供する事業の実態調査を行い、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

### ①障がい者調査

実施時期	平成 29 年 8 月 1 日 (火) ～8 月 28 日 (月)
実施方法	郵送配布・回収
対象者	市内に居住する、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者のうち 18 歳以上の男女個人を無作為抽出 合計 843 人
回収状況	回答者数：377 人 回収率：44.7%

### ②心身障がい児調査

実施時期	平成 29 年 8 月 1 日 (火) ～8 月 28 日 (月)
実施方法	郵送配布・回収
対象者	市内に居住する、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者のうち 18 歳未満の男女個人 合計 133 人
回収状況	回答者数：53 人 回収率：39.8%

### ③団体ヒアリング調査

実施時期	平成 29 年 9 月 22 日 (金)
実施方法	ヒアリングシートの郵送による配布・回収と懇談会
対象者	市内で活動する福祉関係団体・組織

### ④事業所実態調査

実施時期	平成 29 年 11 月
実施方法	郵送配布・回収
対象者	市内で障がい福祉サービスを提供する事業所 29 事業所
回収状況	回答者数：16 事業所 回収率：55.2%

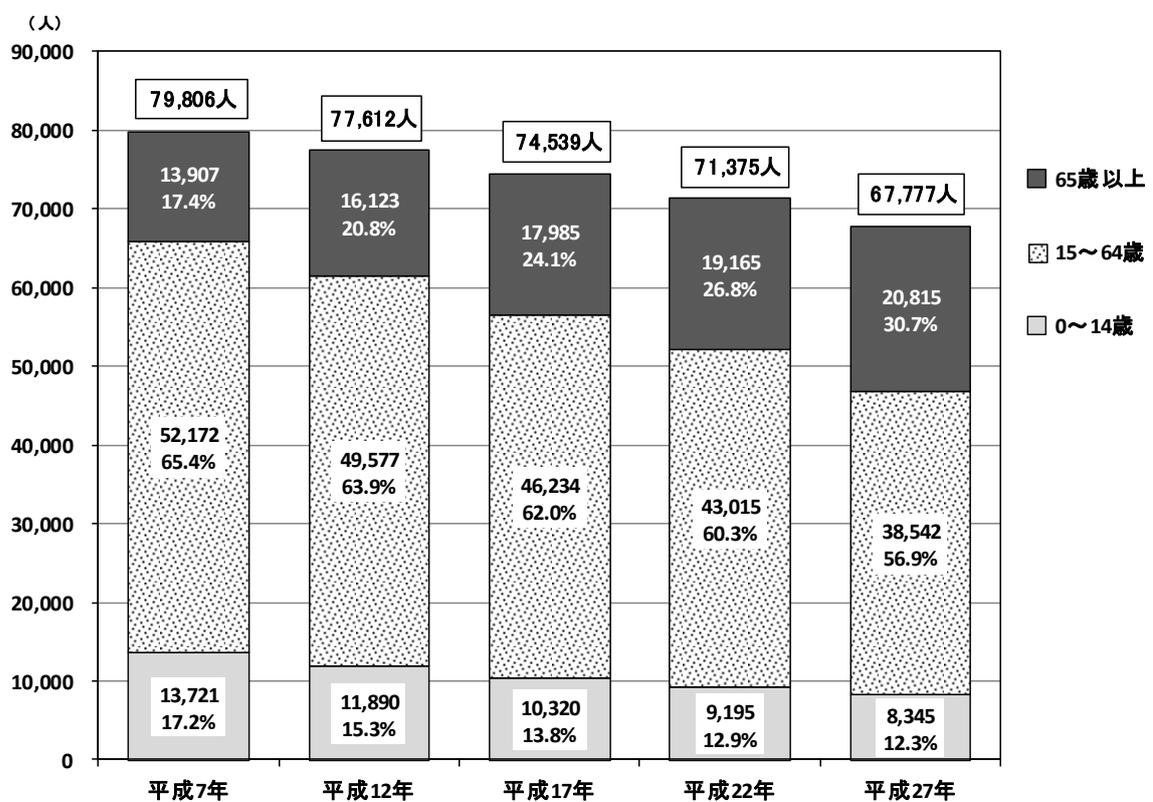
## 第2章 障がい者の状況

### 1 人口動態

本市の人口は、平成27年の国勢調査によると、67,777人で、平成7年から12,029人、率にして15.1%減少しています。

年齢3区分別人口の推移をみると、0～14歳の年少人口は、平成7年から平成27年にかけて5,376人（39.2%）減少しているのに対して、65歳以上の高齢者人口は6,908人（49.7%）増加しています。

これに伴い、高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）も17.4%から30.7%と13.3ポイント上昇しています。



(資料) 国勢調査

※) 年齢不詳が平成7年に6人、平成12年に22人、平成27年に75人いるため、合計と一致しない。

## 2 障がい者の状況

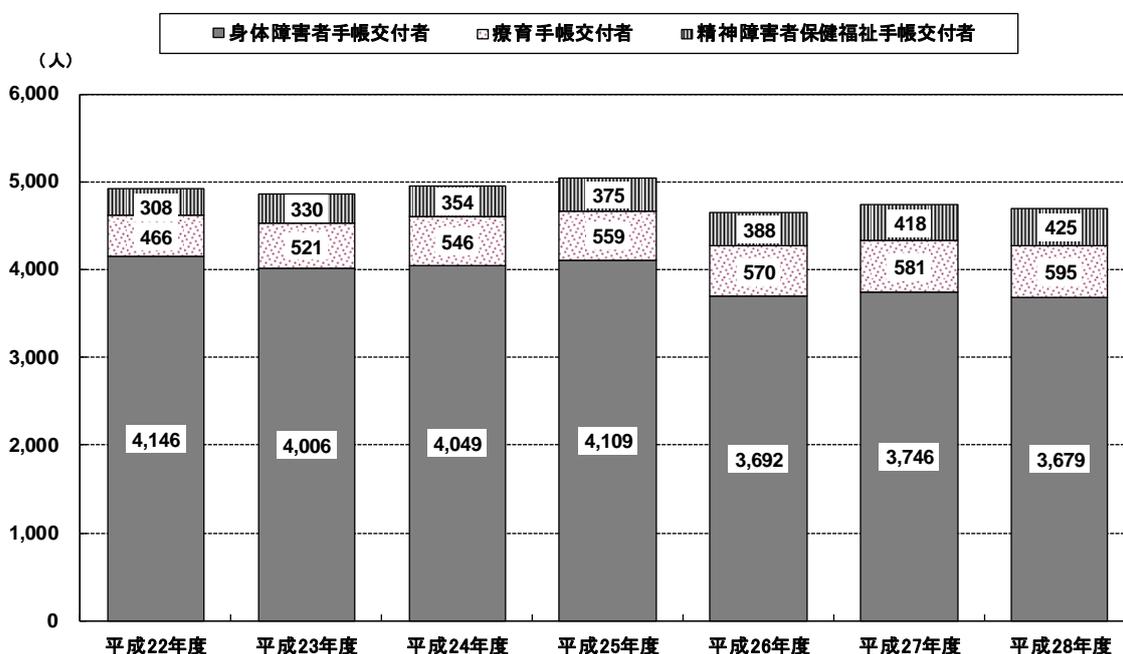
### (1) 障害者手帳交付者の状況

障害者手帳交付者数は、全体では平成25年度に5,043人まで増加しましたが、その後は減少に転じ、平成28年度は4,699人となっています。

障がい種類別にみると、身体障がい者は減少していますが、知的障がい者、精神障がい者は増加傾向にあります。

平成28年度における手帳種類別の構成比をみると、身体障害者手帳交付者が3,679人、障がい者全体の78.3%を占めています。次いで療育手帳交付者が595人、割合にして12.7%、精神障害者保健福祉手帳交付者が425人、割合にして9.0%となっています。

#### ■ 障害者手帳交付者の推移 ■



(単位：人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障害者手帳交付者	4,146	4,006	4,049	4,109	3,692	3,746	3,679
療育手帳交付者	466	521	546	559	570	581	595
精神障害者保健福祉手帳交付者	308	330	354	375	388	418	425
合計	4,920	4,857	4,949	5,043	4,650	4,745	4,699

【構成比】

(単位：%)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障害者手帳交付者	84.3	82.5	81.8	81.5	79.4	78.9	78.3
療育手帳交付者	9.5	10.7	11.0	11.1	12.3	12.2	12.7
精神障害者保健福祉手帳交付者	6.3	6.8	7.2	7.4	8.3	8.8	9.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【平成22年度を100とする指数】

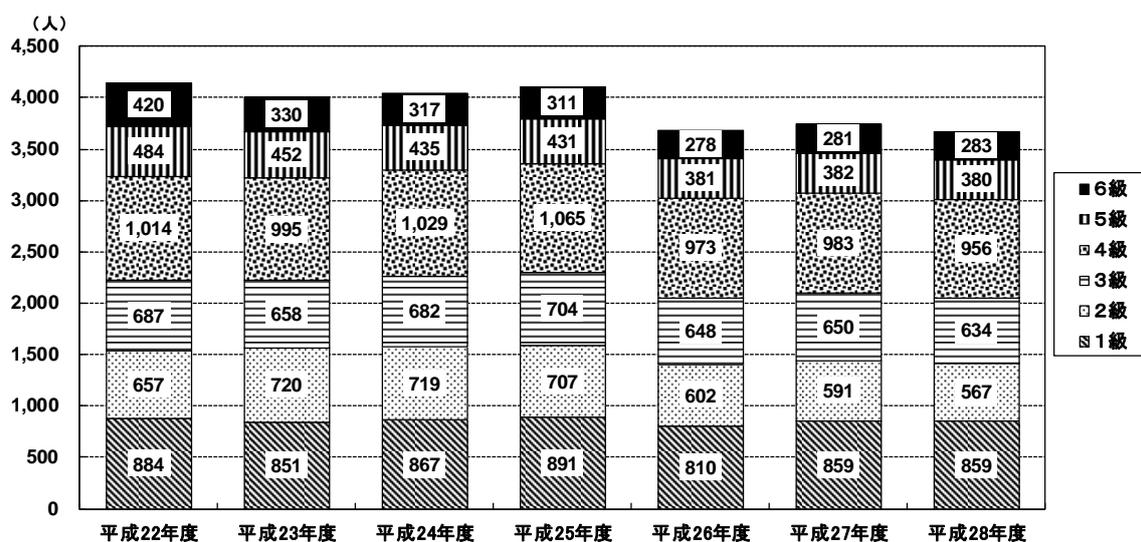
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障害者手帳交付者	100.0	96.6	97.7	99.1	89.0	90.4	88.7
療育手帳交付者	100.0	111.8	117.2	120.0	122.3	124.7	127.7
精神障害者保健福祉手帳交付者	100.0	107.1	114.9	121.8	126.0	135.7	138.0
合計	100.0	98.7	100.6	102.5	94.5	96.4	95.5

## (2) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳交付者の推移をみると、平成22年度の4,146人から減少傾向にあり、平成28年度は3,679人となっています。

等級別にみると、平成28年度では、最も多いのは「4級」の956人、全体の26.0%を占めています。次いで「1級」が859人、全体の23.3%となっています。

■ 身体障害者手帳交付者の推移 ■ (等級別)



(単位：人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	884	851	867	891	810	859	859
2級	657	720	719	707	602	591	567
3級	687	658	682	704	648	650	634
4級	1,014	995	1,029	1,065	973	983	956
5級	484	452	435	431	381	382	380
6級	420	330	317	311	278	281	283
合計	4,146	4,006	4,049	4,109	3,692	3,746	3,679

【構成比】

(単位：%)

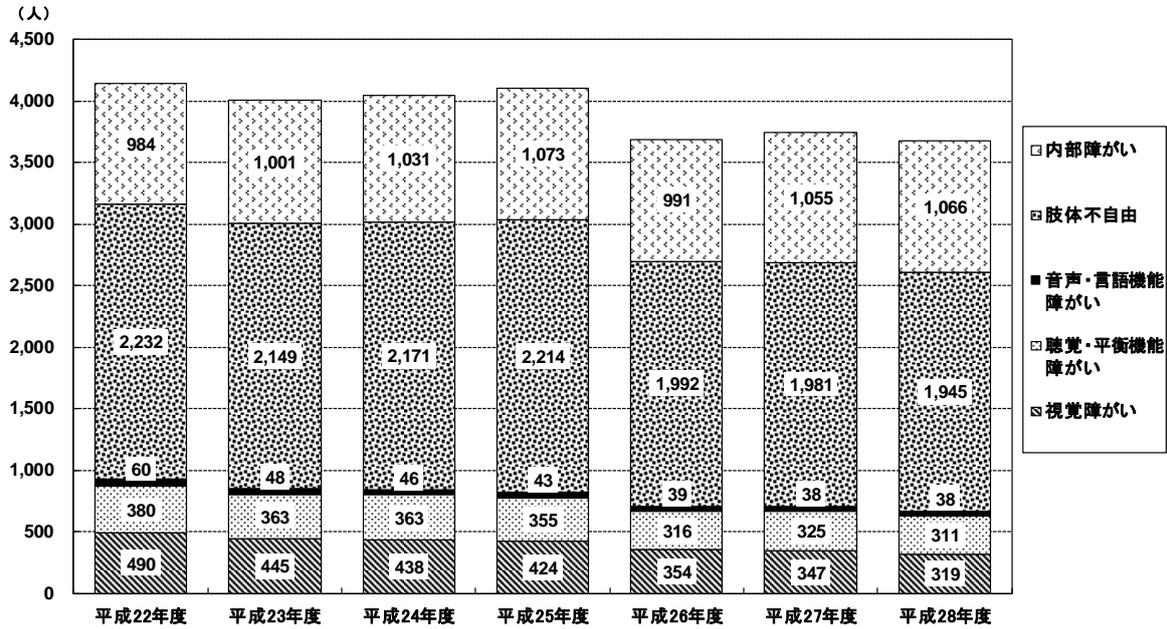
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	21.3	21.2	21.4	21.7	21.9	22.9	23.3
2級	15.8	18.0	17.8	17.2	16.3	15.8	15.4
3級	16.6	16.4	16.8	17.1	17.6	17.4	17.2
4級	24.5	24.8	25.4	25.9	26.4	26.2	26.0
5級	11.7	11.3	10.7	10.5	10.3	10.2	10.3
6級	10.1	8.2	7.8	7.6	7.5	7.5	7.7
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【平成22年度を100とする指数】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	100.0	96.3	98.1	100.8	91.6	97.2	97.2
2級	100.0	109.6	109.4	107.6	91.6	90.0	86.3
3級	100.0	95.8	99.3	102.5	94.3	94.6	92.3
4級	100.0	98.1	101.5	105.0	96.0	96.9	94.3
5級	100.0	93.4	89.9	89.0	78.7	78.9	78.5
6級	100.0	78.6	75.5	74.0	66.2	66.9	67.4
合計	100.0	96.6	97.7	99.1	89.0	90.4	88.7

障がい種類別にみると、最も多いのは「肢体不自由」で、平成28年度では1,945人、全体の52.9%を占めています。次いで「内部障がい」が1,066人、全体の29.0%を占めています。

■ 身体障害者手帳交付者の推移 ■ (障がい種類別)



(単位：人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
視覚障がい	490	445	438	424	354	347	319
聴覚・平衡機能障がい	380	363	363	355	316	325	311
音声・言語機能障がい	60	48	46	43	39	38	38
肢体不自由	2,232	2,149	2,171	2,214	1,992	1,981	1,945
内部障がい	984	1,001	1,031	1,073	991	1,055	1,066
合計	4,146	4,006	4,049	4,109	3,692	3,746	3,679

【構成比】

(単位：%)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
視覚障がい	11.8	11.1	10.8	10.3	9.6	9.3	8.7
聴覚・平衡機能障がい	9.2	9.1	9.0	8.6	8.6	8.7	8.5
音声・言語機能障がい	1.4	1.2	1.1	1.0	1.1	1.0	1.0
肢体不自由	53.8	53.6	53.6	53.9	54.0	52.9	52.9
内部障がい	23.7	25.0	25.5	26.1	26.8	28.2	29.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

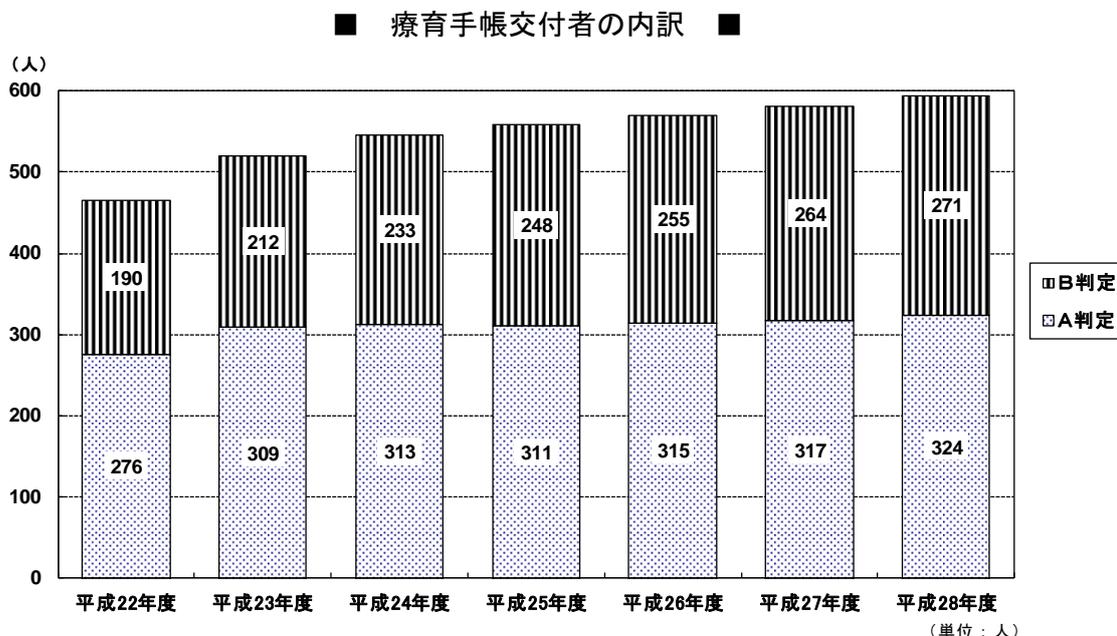
【平成22年度を100とする指数】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
視覚障がい	100.0	90.8	89.4	86.5	72.2	70.8	65.1
聴覚・平衡機能障がい	100.0	95.5	95.5	93.4	83.2	85.5	81.8
音声・言語機能障がい	100.0	80.0	76.7	71.7	65.0	63.3	63.3
肢体不自由	100.0	96.3	97.3	99.2	89.2	88.8	87.1
内部障がい	100.0	101.7	104.8	109.0	100.7	107.2	108.3
合計	100.0	96.6	97.7	99.1	89.0	90.4	88.7

### (3) 知的障がい者の状況

療育手帳交付者の推移をみると、全体では平成22年度の466人から平成28年度は595人、率にして27.7%増加しています。

障がい程度別にみると、平成28年度では「A判定」が324人、全体の54.5%、「B判定」が271人で、45.5%となっています。



	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
A判定	276	309	313	311	315	317	324
B判定	190	212	233	248	255	264	271
合計	466	521	546	559	570	581	595

【構成比】 (単位：%)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
A判定	59.2	59.3	57.3	55.6	55.3	54.6	54.5
B判定	40.8	40.7	42.7	44.4	44.7	45.4	45.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【平成22年度を100とする指数】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
A判定	100.0	112.0	113.4	112.7	114.1	114.9	117.4
B判定	100.0	111.6	122.6	130.5	134.2	138.9	142.6
合計	100.0	111.8	117.2	120.0	122.3	124.7	127.7

#### ■平成28年度 年齢別障がい程度別内訳 ■

(単位：人)

	A判定	B判定
18歳未満	40	79
18歳以上	284	192
合計	324	271

注) A判定・・・最重度・重度、B判定・・・中度・軽度

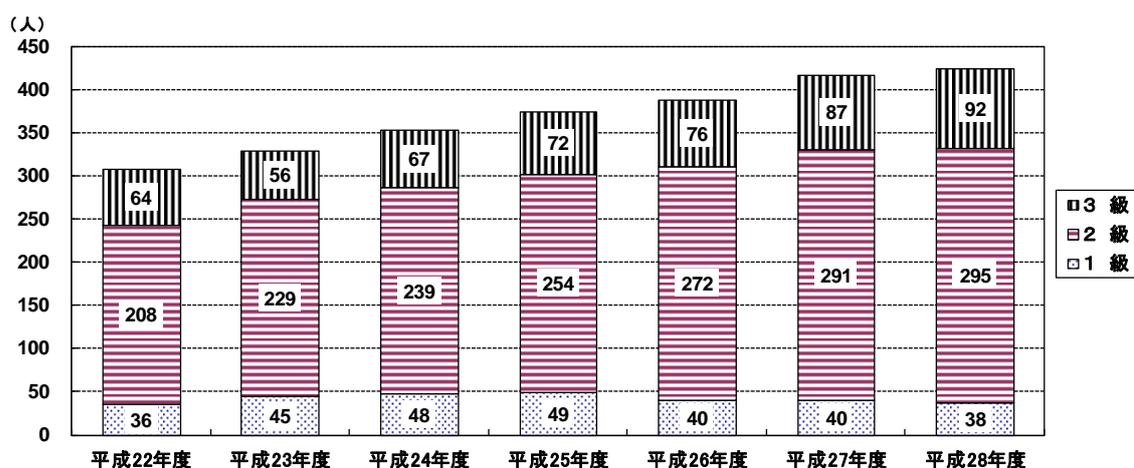
#### (4) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳交付者の推移をみると、全体では平成22年度の308人から平成28年度は425人となり、38.0%増加しています。

等級別にみると、平成28年度において、最も多いのは「2級」で295人、全体の69.4%を占めています。次いで「3級」が92人、全体の21.6%、「1級」が38人、全体の8.9%となっています。

また、自立支援医療（精神通院）制度の利用者は、平成28年度では910人となっています。

#### ■ 精神障害者保健福祉手帳交付者の内訳 ■



(単位：人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	36	45	48	49	40	40	38
2級	208	229	239	254	272	291	295
3級	64	56	67	72	76	87	92
合計	308	330	354	375	388	418	425

#### ■ 自立支援医療（精神通院）制度利用者 ■

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
合計	754	779	810	871	887	910	910

【構成比】

(単位：%)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	11.7	13.6	13.6	13.1	10.3	9.6	8.9
2級	67.5	69.4	67.5	67.7	70.1	69.6	69.4
3級	20.8	17.0	18.9	19.2	19.6	20.8	21.6
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【平成22年度を100とする指数】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	100.0	125.0	133.3	136.1	111.1	111.1	105.6
2級	100.0	110.1	114.9	122.1	130.8	139.9	141.8
3級	100.0	87.5	104.7	112.5	118.8	135.9	143.8
合計	100.0	107.1	114.9	121.8	126.0	135.7	138.0

## (5) 難病（指定難病）、発達障がいについて

障害者基本法の障がい者定義は、『身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの』となっています。

また、障害者総合支援法の対象疾病（難病等）の見直しにより、平成29年4月から、障がい福祉サービス等の対象となる疾病が358に拡大しています。

### ■ 特定医療費（指定難病）受給者証所持者の主な疾病 ■

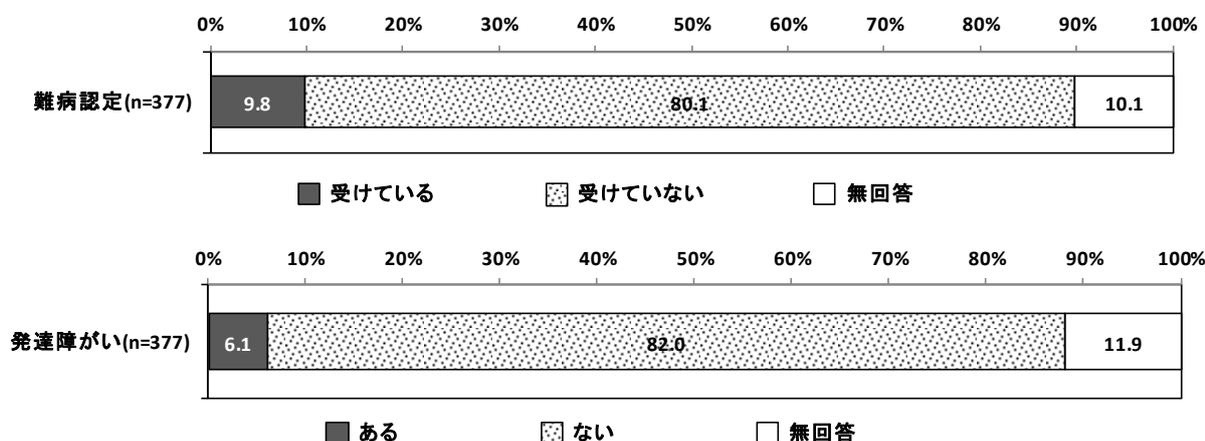
（単位：人）

疾病名	平成26年	平成27年	平成28年
パーキンソン病	115	121	112
潰瘍性大腸炎	91	94	99
後縦靭帯骨化症	35	33	37
全身性エリテマトーデス	39	39	36
クローン病	29	27	27
脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く）	16	17	17
多発性硬化症／視神経脊髄炎	11	14	15
全身性強皮症	14	14	15
網膜色素変性症	14	13	14
重症筋無力症	15	14	13
サルコイドーシス	17	15	13
ベーチェット病	11	10	10
特発性大腿骨頭壊死症	7	8	10
<b>総 数</b>	<b>567</b>	<b>569</b>	<b>562</b>

（※）平成28年で10人以上いる疾病のみ表示

また、障がい者調査によると、障がい者の中で難病（指定難病）の認定を受けている人9.8%、発達障がいとして診断されたことがある人は6.1%となっています。

### 【障がい者調査による難病認定、発達障がいの状況】



### 3 障がい支援区分認定者の状況

#### (1) 障がい支援区分認定者の区分別の状況

障がい支援区分とは、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分であり、必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入されました。

認定は、国で定められた認定調査の結果と医師の意見書を基に、市で開催する障がい支援区分認定審査会で判定されます。

平成28年1月現在の認定者数は351人となっています。支援の必要度としては、身体と知的では区分6、精神では区分2の判定が最も多くなっています。

■ 障がい支援区分認定者の区分別人数 ■ (平成28年1月現在) (単位:人)

区分	支援の必要度						合計
	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
身体	4	6	12	20	15	39	96
知的	3	21	44	42	42	62	214
精神	13	21	5	1	0	1	41
難病	0	0	0	0	0	0	0
合計	20	48	61	63	57	102	351

■ 障がい程度(支援)区分認定審査件数の推移 ■ (単位:人)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
審査件数	100	135	147	90	117	141	94

#### (2) 障がい福祉サービス支給決定者と地域生活支援事業利用決定者の状況

障がい福祉サービスを受けるためには、サービスの支給決定と障がい福祉サービス受給者証の交付を受けなければなりません。

平成28年度の障がい福祉サービス支給決定者数は、介護給付・訓練等給付合わせて444人となっています。

また、地域生活支援事業のうち、移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター(Ⅱ型)事業及び訪問入浴サービス事業を利用する地域生活支援事業利用決定者数は、平成28年度183人となっています。

■ 障がい福祉サービス支給決定者と地域生活支援事業利用決定者の状況 ■

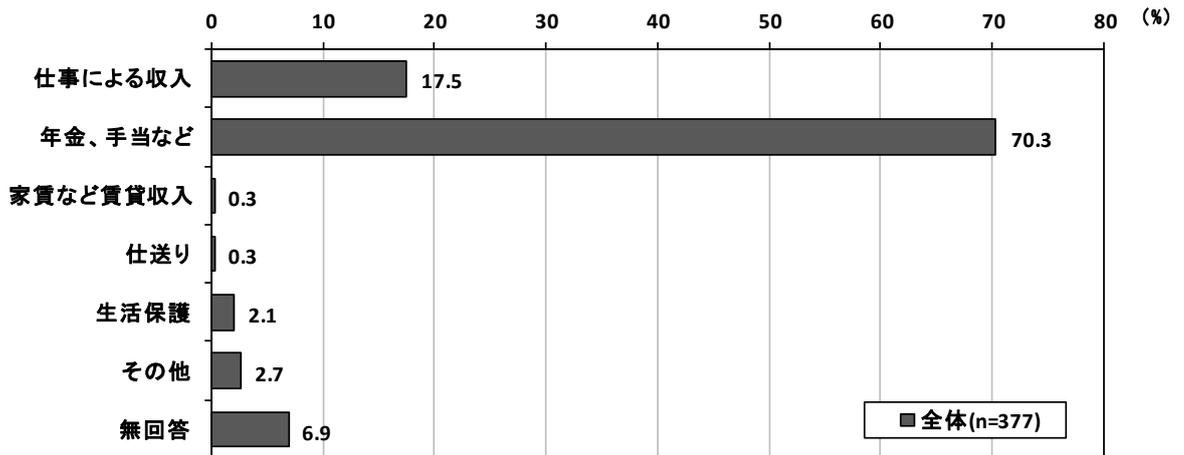
区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
障がい福祉サービス支給決定者	284	406	463	382	423	426	444
介護給付費	183	262	281	199	226	223	233
訓練等給付費	101	144	182	183	197	203	211
地域生活支援事業利用決定者	97	104	157	143	169	184	183

## 4 障がい者調査からみる障がい者の生活実態

### (1) 収入の状況

収入についてみると、「年金、手当など」が70.3%と圧倒的に多くなっています。次いで「仕事による収入」が17.5%となっています。

問 あなたの収入は何によるものでしょうか。(1つに○)



		サンプル数	仕事による収入	年金、手当など	家賃など賃貸収入	仕送り	生活保護	その他	無回答
全体		377	17.5	70.3	0.3	0.3	2.1	2.7	6.9
性別	男性	187	<b>24.6</b>	66.8	0.5	-	2.1	2.7	3.2
	女性	171	9.4	74.9	-	0.6	1.8	2.3	11.1
年齢別	30歳代以下	24	<b>29.2</b>	58.3	-	-	-	<b>8.3</b>	4.2
	40歳代	28	<b>35.7</b>	50.0	-	3.6	-	-	10.7
	50歳代	49	<b>32.7</b>	44.9	-	-	4.1	6.1	12.2
	60～64歳	37	<b>24.3</b>	70.3	-	-	2.7	-	2.7
	65～74歳	83	15.7	<b>77.1</b>	1.2	-	2.4	1.2	2.4
	75歳以上	134	6.0	<b>83.6</b>	-	-	0.7	1.5	8.2
障がい種類別	身体障がい1～3級	182	14.8	74.2	0.5	-	1.6	0.5	8.2
	身体障がい4～6級	121	<b>24.0</b>	66.9	-	-	1.7	2.5	5.0
	知的障がい	37	16.2	70.3	-	-	2.7	5.4	5.4
	精神障がい	38	10.5	<b>78.9</b>	-	2.6	2.6	5.3	-
	難病	37	<b>24.3</b>	64.9	-	-	2.7	2.7	5.4
	発達障がい	23	8.7	69.6	-	-	-	<b>13.0</b>	8.7
人数別 家族	1人	58	8.6	<b>81.0</b>	-	-	5.2	3.4	1.7
	2人	132	13.6	<b>77.3</b>	-	-	1.5	2.3	5.3
	3人	70	20.0	64.3	1.4	-	2.9	1.4	10.0
	4人以上	101	<b>26.7</b>	60.4	-	1.0	-	4.0	7.9

(注) **太字** は、全体よりも5ポイント以上多いもの(「無回答」を除く)

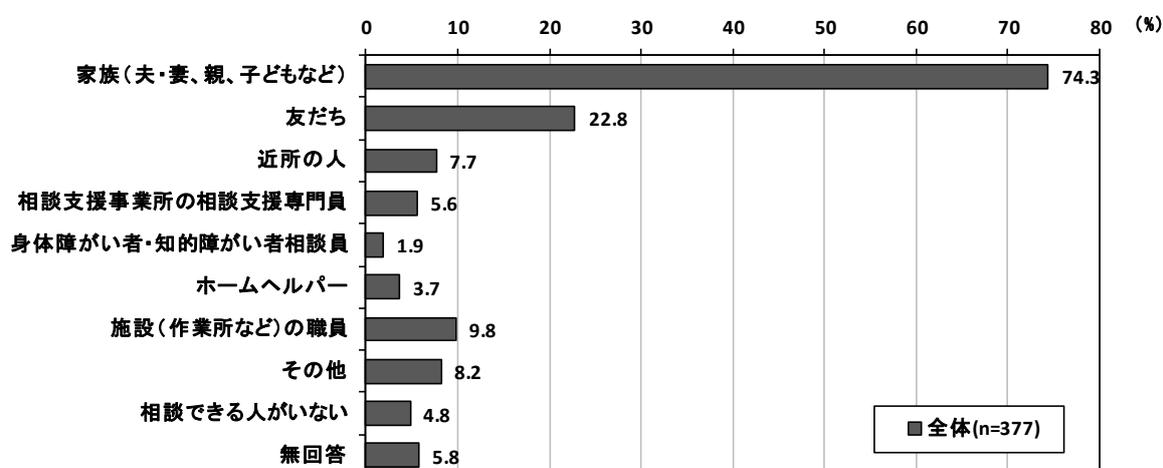
## (2) 考えていることや希望を気軽に話せる人

自分の考えていることや希望を気軽に話せる人としては、「家族(夫・妻、親、子どもなど)」が74.3%と圧倒的に多くなっています。次いで「友だち」が22.8%となっています。

### 【属性別特徴】

- 年齢別にみると、「施設(作業所など)職員」が30歳代以下(29.2%)、40歳代(21.4%)と多くなっています。
- 障がい種類別にみると、「施設(作業所など)職員」が知的障がい(37.8%)、精神障がい(21.1%)が多くなっています。

問 あなたが、自分の考えていることや希望を気軽に話せる人は誰ですか。(3つまでに○)



属性	サンプル数	家族(子どもなど)	友だち	近所の人	相談支援事業所の相談支援専門員	身体障がい者・知的障がい者相談員	ホームヘルパー	施設(作業所など)の職員	その他	相談できる人がいない	無回答	
		子ども(夫・妻、親、)										
全体	377	74.3	22.8	7.7	5.6	1.9	3.7	9.8	8.2	4.8	5.8	
性別	男性	187	76.5	18.7	7.5	5.3	3.2	2.1	8.0	8.0	5.9	5.3
	女性	171	72.5	26.9	8.2	5.3	0.6	5.8	10.5	8.8	4.1	5.8
年齢別	30歳代以下	24	58.3	16.7	-	12.5	-	-	29.2	12.5	8.3	-
	40歳代	28	60.7	17.9	-	7.1	3.6	3.6	21.4	14.3	7.1	17.9
	50歳代	49	63.3	30.6	4.1	10.2	2.0	2.0	8.2	6.1	12.2	6.1
	60~64歳	37	83.8	32.4	8.1	2.7	2.7	5.4	8.1	8.1	5.4	5.4
	65~74歳	83	74.7	34.9	13.3	3.6	1.2	3.6	7.2	6.0	3.6	2.4
	75歳以上	134	82.1	11.9	6.7	3.7	2.2	4.5	6.0	8.2	2.2	6.0
障がい種類別	身体障がい1~3級	182	75.3	19.2	7.1	3.8	2.2	3.3	8.2	8.2	3.8	7.1
	身体障がい4~6級	121	82.6	32.2	12.4	2.5	0.8	3.3	1.7	6.6	5.0	2.5
	知的障がい	37	54.1	10.8	2.7	13.5	2.7	2.7	37.8	10.8	8.1	5.4
	精神障がい	38	65.8	21.1	-	23.7	10.5	7.9	21.1	13.2	5.3	5.3
	難病	37	70.3	21.6	-	-	2.7	5.4	5.4	16.2	8.1	2.7
	発達障がい	23	56.5	21.7	4.3	21.7	4.3	8.7	21.7	8.7	13.0	4.3
人数別	1人	58	50.0	29.3	12.1	5.2	-	10.3	15.5	12.1	3.4	8.6
	2人	132	85.6	22.7	6.8	5.3	3.0	4.5	5.3	4.5	4.5	3.8
	3人	70	72.9	20.0	8.6	8.6	-	-	11.4	11.4	8.6	8.6
	4人以上	101	78.2	21.8	5.9	4.0	2.0	2.0	7.9	6.9	4.0	4.0

(注) **太字** は、全体よりも5ポイント以上多いもの(「無回答」を除く)

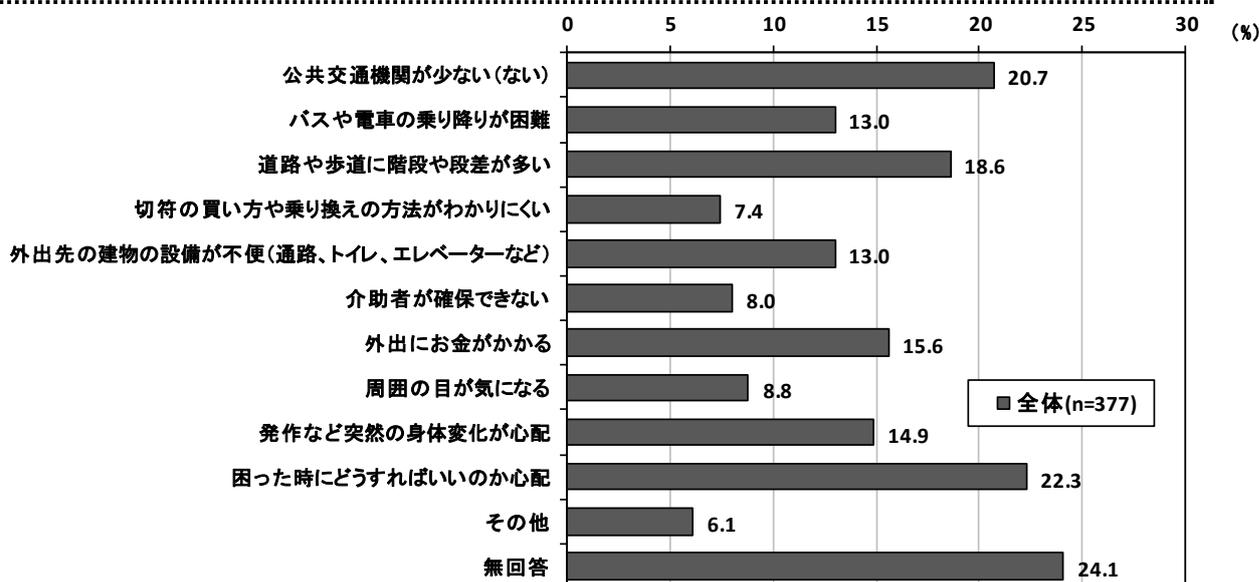
### (3) 外出時に困ることや心配

外出する時に、困ることや心配なこととしては、「困った時にどうすればいいのか心配」(22.3%)をはじめとして、「公共交通機関が少ない(ない)」(20.7%)、「道路や歩道に階段や段差が多い」(18.6%)などが多くなっています。

#### 【属性別特徴】

- 障がい種類別にみると、「困った時にどうすればいいのか心配」は知的障がい(37.8%)や精神障がい(44.7%)で特に多くなっています。

問 あなたが外出する時に、困ることや心配は何ですか。(あてはまるものすべてに○)



	サンプル数	公共交通機関が少ない(ない)	バスや電車の乗り降りが困難	道路や歩道に階段や段差が多い	切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい	外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)	介助者が確保できない	外出にお金がかかる	周囲の目が気になる	発作など突然の身体変化が心配	困った時にどうすればいいのか心配	その他	無回答	
全体	377	20.7	13.0	18.6	7.4	13.0	8.0	15.6	8.8	14.9	22.3	6.1	24.1	
性別	男性	187	20.9	11.2	18.7	5.9	12.3	6.4	15.0	8.6	18.2	19.8	8.6	23.0
	女性	171	21.1	13.5	19.3	7.6	13.5	9.4	16.4	9.9	9.4	25.1	4.1	24.0
年齢別	30歳以下	24	12.5	4.2	4.2	<b>20.8</b>	-	<b>16.7</b>	<b>20.8</b>	<b>25.0</b>	<b>25.0</b>	<b>37.5</b>	<b>12.5</b>	4.2
	40歳代	28	17.9	7.1	7.1	-	7.1	-	10.7	<b>25.0</b>	<b>21.4</b>	21.4	10.7	21.4
	50歳代	49	<b>26.5</b>	10.2	20.4	8.2	12.2	6.1	20.4	10.2	12.2	<b>32.7</b>	6.1	22.4
	60~64歳	37	<b>27.0</b>	8.1	21.6	-	<b>29.7</b>	2.7	13.5	8.1	16.2	16.2	5.4	16.2
	65~74歳	83	18.1	15.7	<b>24.1</b>	6.0	10.8	10.8	13.3	3.6	14.5	22.9	6.0	21.7
75歳以上	134	20.9	15.7	19.4	6.7	13.4	8.2	14.9	6.7	11.2	17.2	5.2	30.6	
障がい種類別	身体障がい1~3級	182	19.8	14.3	22.5	4.9	12.1	10.4	13.7	6.6	15.9	19.8	5.5	27.5
	身体障がい4~6級	121	<b>27.3</b>	11.6	18.2	5.8	17.4	1.7	14.9	5.0	7.4	15.7	9.1	22.3
	知的障がい	37	5.4	5.4	5.4	<b>13.5</b>	5.4	<b>16.2</b>	8.1	<b>16.2</b>	16.2	<b>37.8</b>	2.7	27.0
	精神障がい	38	18.4	7.9	10.5	<b>13.2</b>	7.9	10.5	<b>23.7</b>	<b>26.3</b>	<b>26.3</b>	<b>44.7</b>	5.3	7.9
	難病	37	21.6	<b>27.0</b>	<b>24.3</b>	2.7	<b>24.3</b>	5.4	18.9	10.8	13.5	24.3	8.1	13.5
発達障がい	23	4.3	13.0	4.3	<b>17.4</b>	13.0	<b>13.0</b>	<b>30.4</b>	<b>21.7</b>	<b>26.1</b>	<b>39.1</b>	-	21.7	
人数別	1人	58	22.4	5.2	20.7	1.7	5.2	8.6	13.8	5.2	10.3	19.0	3.4	31.0
	2人	132	25.0	<b>18.2</b>	20.5	6.8	13.6	6.8	12.9	7.6	13.6	21.2	8.3	24.2
	3人	70	14.3	8.6	14.3	8.6	11.4	8.6	17.1	<b>18.6</b>	<b>22.9</b>	20.0	7.1	15.7
	4人以上	101	18.8	14.9	19.8	11.9	17.8	7.9	18.8	6.9	14.9	<b>27.7</b>	4.0	22.8

(注) **太字** は、全体よりも5ポイント以上多いもの(「無回答」を除く)

#### (4) 障がい福祉サービスの利用状況

障がい者調査結果からみた、障がい福祉サービスの利用状況、利用意向は、以下のようになっています。障がいの種類によって利用する・したいサービスに差がみられます。

##### 【全体】

現在利用 トップ5	今後利用意向 トップ5
相談支援事業…………… 7.4%	福祉タクシー料金助成…………… 28.9%
補装具費支給…………… 6.6%	居宅介護…………… 26.0%
福祉タクシー料金助成…………… 6.4%	相談支援事業…………… 25.5%
生活介護…………… 5.6%	自立訓練（機能訓練）…………… 22.0%
自立訓練（機能訓練）…………… 5.0%	生活介護…………… 21.8%

##### 【身体障がい1～3級】

現在利用 トップ5	今後利用意向 トップ5
自立訓練（機能訓練）…………… 7.7%	福祉タクシー料金助成…………… 31.9%
補装具費支給…………… 7.7%	居宅介護…………… 30.2%
生活介護…………… 7.1%	短期入所（ショートステイ）…………… 25.3%
居宅介護…………… 6.6%	相談支援事業…………… 24.7%
相談支援事業…………… 6.6%	生活介護…………… 24.2%

##### 【身体障がい4～6級】

現在利用 トップ5	今後利用意向 トップ5
補装具費支給…………… 8.3%	補装具費支給…………… 24.0%
居宅介護…………… 3.3%	自立訓練（機能訓練）…………… 23.1%
自立訓練（機能訓練）…………… 3.3%	居宅介護…………… 22.3%
相談支援事業…………… 2.5%	重度訪問介護…………… 20.7%
自立訓練（生活訓練）…………… 1.7%	相談支援事業…………… 19.8%
日常生活用具給付等事業…………… 1.7%	
福祉タクシー料金助成…………… 1.7%	

##### 【知的障がい】

現在利用 トップ5	今後利用意向 トップ5
相談支援事業…………… 32.4%	相談支援事業…………… 48.6%
生活介護…………… 29.7%	生活介護…………… 40.5%
就労継続支援（B型「非雇用型」）…………… 16.2%	共同生活援助（グループホーム）…………… 40.5%
短期入所（ショートステイ）…………… 16.2%	宿泊型自立訓練…………… 37.8%
行動援護…………… 10.8%	短期入所（ショートステイ）…………… 35.1%
移動支援事業…………… 10.8%	地域定着支援…………… 35.1%

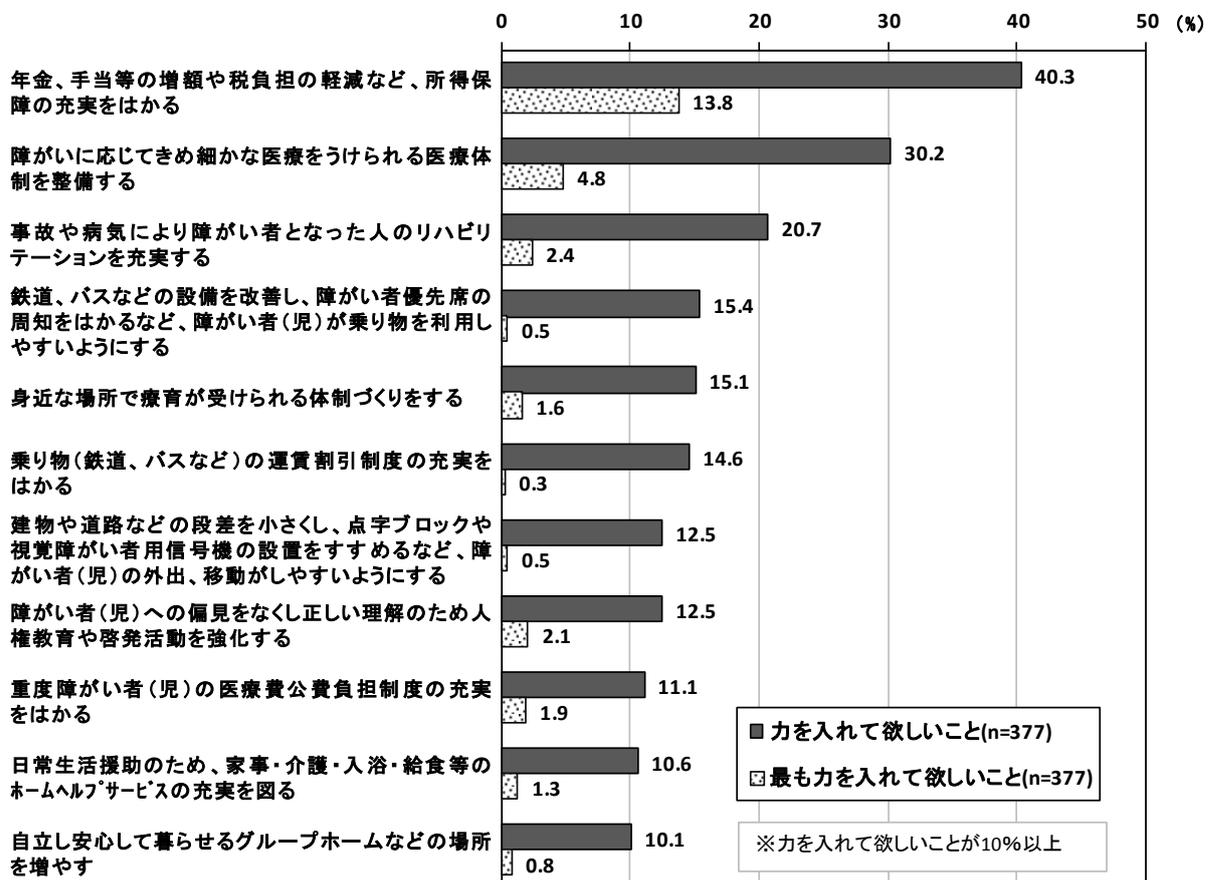
**【精神障がい】**

現在利用 トップ5	今後利用意向 トップ5
福祉タクシー料金助成…………… 28.9%	福祉タクシー料金助成…………… 55.3%
就労移行支援…………… 21.1%	相談支援事業…………… 42.1%
相談支援事業…………… 15.8%	自立訓練（生活訓練）…………… 36.8%
行動援護…………… 10.5%	地域定着支援…………… 36.8%
自立訓練（生活訓練）…………… 10.5%	就労定着支援【新規】…………… 31.6%
就労継続支援（A型「雇用型」）…… 10.5%	自立生活援助【新規】…………… 31.6%
	地域移行支援…………… 31.6%

**（5）障がいの者の福祉のために、国や市に、特に力をいれてほしいこと**

障がいの者の福祉のために、国や市に、特に力をいれてほしいこととしては、「年金、手当等の増額や税負担の軽減など、所得保障の充実をはかる」が40.3%と最も多くなっています。次いで「障がいに応じてきめ細かな医療をうけられる医療体制を整備する」(30.2%)、「事故や病気により障がい者となった人のリハビリテーションを充実」(20.7%)が多くなっています。

問 障がいの者の福祉のために、国や市に、特に力をいれてほしいと思われることを、次の「1～42」の中から5つまで選び、その中で最も力をいれてほしいと思われるものを1つ選んでください。（まず5つまでに○、その中の1つに◎）

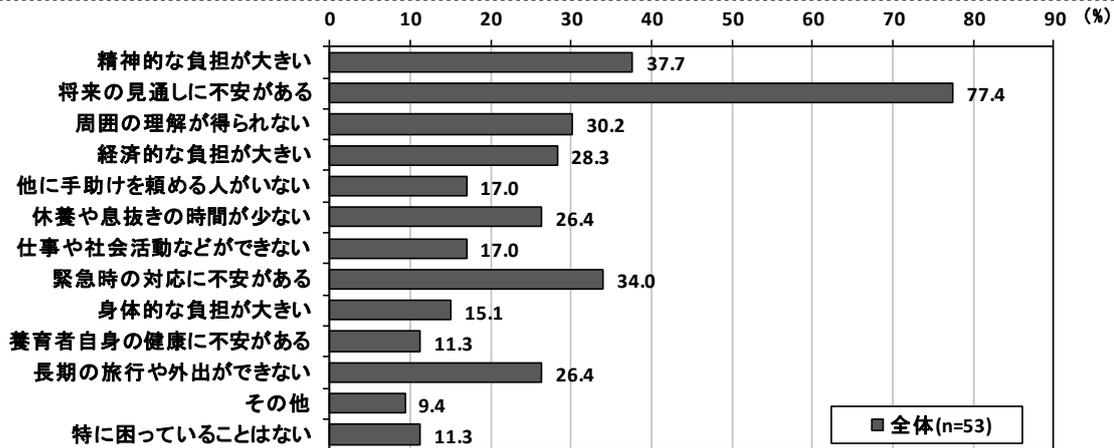


## 5 心身障がい児調査からみる障がい児の生活実態

### (1) 生活の中で困っていること

困っていることとしては、「将来の見通しに不安がある」が 77.4%と圧倒的に多くなっています。次いで「精神的な負担が大きい」(37.7%)、「緊急時の対応に不安がある」(34.0%)、「周囲の理解が得られない」(30.2%)となっています。

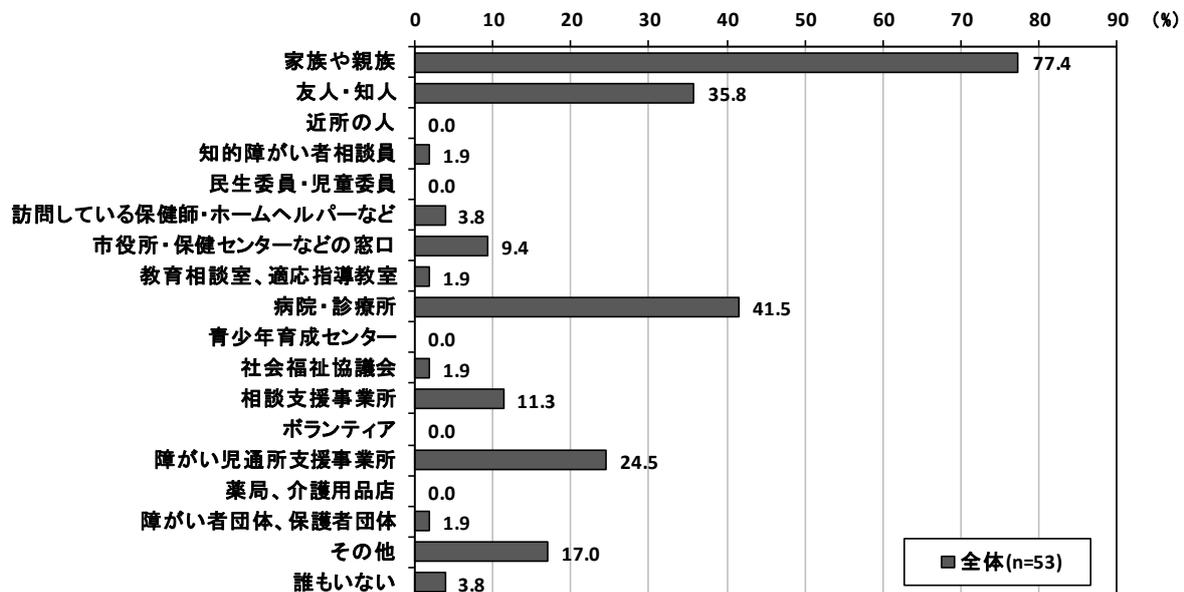
問 何か困っていることはありますか。(あてはまるものすべてに○)



### (2) 困ったときの相談相手

何か困ったときに、相談したり、頼れる相手としては、「家族や親族」が 77.4%と圧倒的に多くなっています。次いで「病院・診療所」(41.5%)、「友人・知人」(35.8%)、「障がい児通所支援事業所」(24.5%)となっています。

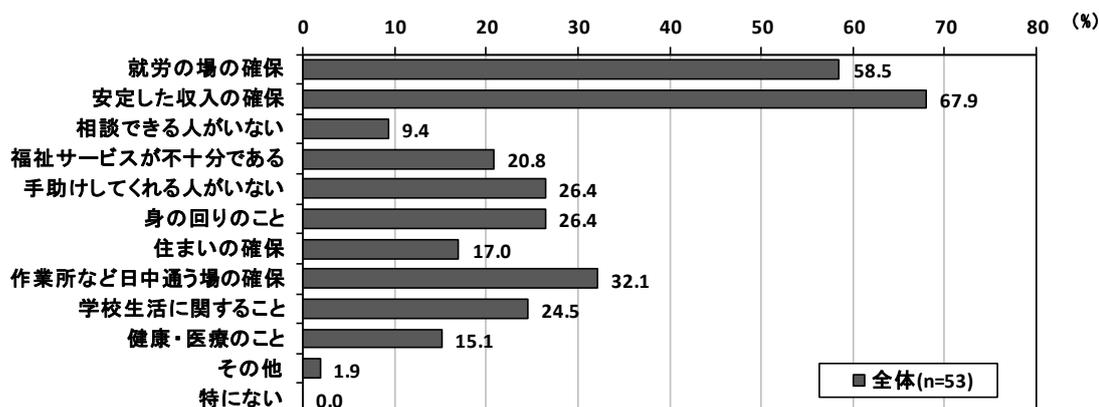
問 (すべての方に) 何か困ったときは、誰に相談したり、頼んだりしていますか。(あてはまるものすべてに○)



### (3) 今後の生活について

将来にわたって地域で暮らし続けるための課題としては、「安定した収入の確保」(67.9%)と「就労の場の確保」(58.5%)の2つが特に多くなっています。

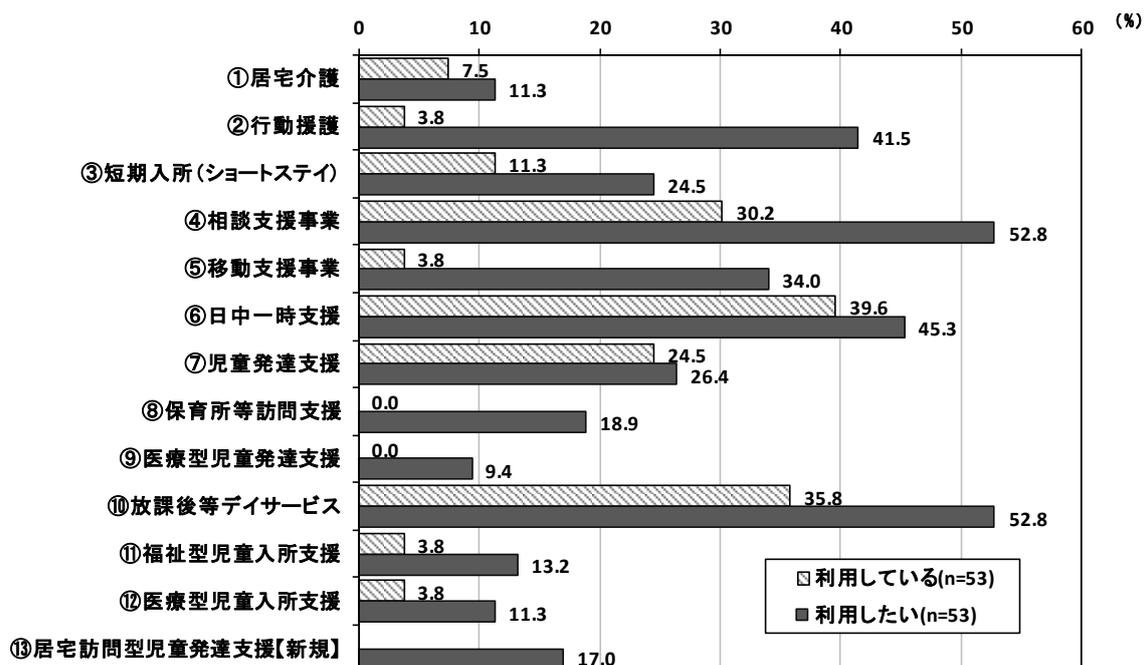
問 ご本人が将来にわたって地域で暮らし続けるためには、どのようなことが課題になると思いますか。(3つまでに○)



### (4) 障がい福祉サービスの利用状況

「相談支援事業」や「放課後等デイサービス」、「行動援護」などの利用意向が強くなっています。

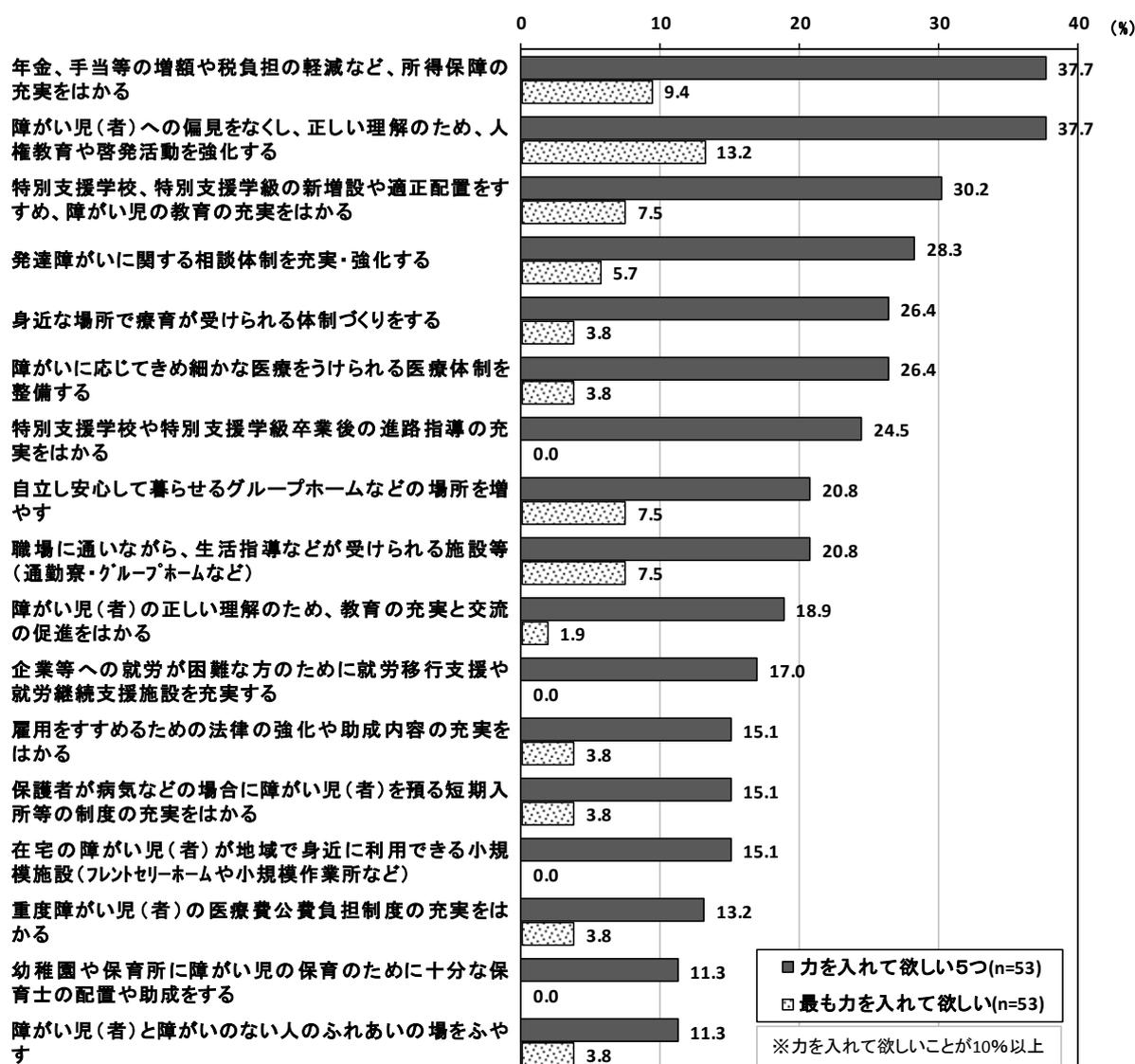
問 (すべての方に) ご本人は、次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。(①から⑬のそれぞれのサービスについて、「現在利用しているか」と「今後利用したいか」の両方を回答(番号に○)してください。)



## (5) 障がい者の福祉のために、国や市に、特に力をいれてほしいこと

今後の福祉施策で、特に必要と考えられることとしては、「年金、手当等の増額や税負担の軽減など、所得保障の充実をはかる」や「障がい児（者）への偏見をなくし、正しい理解のため、人権教育や啓発活動を強化する」をはじめとして、「特別支援学校、特別支援学級の新增設や適正配置をすすめる、障がい児の教育の充実をはかる」「発達障がいに関する相談体制を充実・強化する」「身近な場所で療育が受けられる体制づくりをする」「障がいに応じてきめ細かな医療をうけられる医療体制を整備する」「特別支援学校や特別支援学級卒業後の進路指導の充実をはかる」などが多くなっています。

問 (すべての方に) 障がいのあるお子さんの福祉のために、国や市に、特に力をいれてほしいと思われることを、次の「1~42」の中から5つまで選び、その中で最も力を入れてほしいと思われるものを1つ選んでください。(まず5つまでに○印、その中の1つに◎印)



## 6 障がい福祉関係団体ヒアリング調査

市内で活動する障がい福祉団体の活動実態を把握するために、ヒアリング調査をおこないました。その主な結果は、以下のとおりです。

### ■ 会員の減少と高齢化について

- ・入会する人は高齢の人が多。会員の高齢化が進んでいるが、増える要素がない。
- ・平均年齢は 60 歳を超えている。

### ■ 介護・就労について

- ・自分 1 人で移動、通勤ができないなどの制約があり、就労への壁ができる。
- ・ヘルパー不足で 24 時間体制で介護が受けられない。福岡市のような大きい都市だとできるが、柳川市では財政的に厳しい。
- ・福岡市など大きい都市では 24 時間制度が使える。就労に関してもできる。地域によって格差がある。

### ■ 広域連携について

- ・将来、10 年、20 年先のことを考えると、大川市、みやま市など一緒になって活動する。高齢化で組織力が弱くなるので、広域化してやっていきたい。

### ■ 他団体等との連携について

- ・身障協会が秋に運動会を行っているが、そこに参加するなどしている。運動会に参加することによって、今まで見えていなかった部分が見えるようになった。
- ・県内が 9 ブロックに分かれており、一堂に会して、県に集まり、県の大会となる。今、109 の病院があり、それが会員になる。
- ・九州でまた集まりがある。年 1 回、全国大会がある。全国大会は、県の持ち回りでやっている。横のつながりでは、有明ブロックに近い久留米ブロックとの連絡は取っている。
- ・今は全国聾唖連盟の組織の中で、県と九州、全国とのつながりがある。

### ■ 行政との連携について

- ・柳川市は観光地なので、車いすなどで観光に来たいという人が多いが、車いすや高齢者でも観光にきやすいまちづくりをして欲しい。
- ・週に 3 回は透析に行かないといけない。ほとんどの人がタクシーで行っているので、タクシー券を市の方で補助してもらいたい。タクシー券の補助は市町村によってバラツキがある。大牟田、みやま、柳川では、柳川が一番多い。福岡県では真ん中へんだと思う。
- ・週に 3 回×4 週分タクシーに乗らないと行けないので、タクシー券では少ない。全額補助でない。病気が重くなり、身動きできないようになると介護車になる。
- ・市との連携、要望については、自立支援協議会のくらし支援部会に参加している。毎月 1 回。

## ■ 災害時の避難について

- ・福祉避難所の情報をもう少し具体的に教えて欲しい。身体的にハンディの大きい人が多いので、ただ避難すればよいというわけではない。トイレ、マットレスなどの有無、どうしたら良いのかといった情報を出して欲しい。
- ・緊急の時に避難しようと思っても、その時では遅い。早め早めに福祉避難所の開設をしますというような時でのタイミングで、空振りに終わっても良いから、早めに欲しい。台風などのように予測できるときは、早めの避難情報が欲しい。
- ・どういう風に避難したらよいか、避難訓練をしてほしい。その情報を共有する。
- ・避難所に行っても、回りは健常者で会話が難しいので、通訳者がいたら安心。
- ・災害の時、聾啞者だけいるとき、マイク放送が聞こえないので、文字の出る電光板があるとよい。

## ■ 差別解消法への理解について

- ・市民の理解はまだまだ。手話言語法のように手話を広めたい。
- ・バリアフリーセンターは、全国各地にある。柳川市観光に来る人に車いすの情報をわれわれ当事者が発信していく。ちょっとした合理的配慮で柳川のまちも観光に来やすくなるし、住んでいる人も住みよい柳川市になる。そうした意味も含めて、バリアフリーセンターをたちあげたほうがよい。

## 7 事業所調査からみた障がい福祉サービスの提供状況

### (1) 障がい福祉サービス提供事業所一覧

現在、本市には以下のような事業所があります。

#### ■ 事業所一覧 ■

※福岡県HPより(H30.1.1時点)

法人名	名称	サービス名等	住所
医療法人 翠甲会	相談支援センター さくら	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	柳川市元町1番地の3
医療法人 清和会	ヘルパーステーション椿	居宅介護	柳川市下宮永町624番地8
NPO法人 かけはし	障がい者就労支援センター かけはし	就労継続支援(B型)	柳川市田脇109番地2
一般社団法人 空	ソーシャルサービス フォレスト	居宅介護 重度訪問介護 移動支援	柳川市本町135-5
一般社団法人 空	空	児童発達支援 放課後等デイサービス	柳川市本町135-5
株式会社 Candy	放課後等デイサービス おかしのいえ	児童発達支援 放課後等デイサービス 日中一時支援	柳川市筑紫町259-1 寿ハイツ2
株式会社 Soil	ソイル	就労継続支援(A型)	柳川市京町49番地
合同会社 フォーリーフ虹	マーベラス	放課後等デイサービス	柳川市三橋町江曲177番地3
社会福祉法人 かおりの里	かおり園	共同生活援助 就労継続支援(B型)	柳川市三橋町起田538-1
社会福祉法人 たからばこ	おいでん	短期入所 日中一時支援	柳川市本町3番5
社会福祉法人 たからばこ	コラボステーション宝箱	就労継続支援(B型) 生活介護	柳川市下宮永町118番地
社会福祉法人 たからばこ	ごろりん	短期入所	柳川市三橋町柳河21-1 エスبرانサ柵島107
社会福祉法人 たからばこ	宝箱 放課後くらぶ「リュック」	放課後等デイサービス	柳川市本町11-2
社会福祉法人 たからばこ	宝箱しえあほーむ CLOVER	共同生活援助	柳川市三橋町柳河21-1 エスبرانサ柵島103号(107号)
社会福祉法人 たからばこ	宝箱居宅支援部	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 移動支援	柳川市下宮永町118番地
社会福祉法人 たからばこ	宝箱相談支援センター プラン柳川	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援 障害児相談支援事業	柳川市下宮永町118番地
社会福祉法人 学正会	健康荘	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援 日中一時支援 施設入所支援 生活介護 短期入所	柳川市金納301-5
社会福祉法人 学正会	第二白梅学園	施設入所支援 生活介護 短期入所 福祉型障がい児入所支援	柳川市矢加部539-1
社会福祉法人 学正会	第三白梅学園	施設入所支援 生活介護	柳川市矢加部539
社会福祉法人 学正会	養徳苑	施設入所支援 生活介護 短期入所	柳川市東蒲池265番地
社会福祉法人 学正会	和楽	共同生活援助	柳川市金納305番地の2
社会福祉法人 学正会	第二和楽	共同生活援助	柳川市金納301-4
社会福祉法人 学正会	第三和楽	共同生活援助	柳川市金納428-4

■ 事業所一覧 ■ (続き)

※福岡県HPより(H30.1.1時点)

法人名	名称	サービス名等	住所
社会福祉法人 高邦福祉会	アップライフ	就労移行支援(一般型) 就労継続支援(A型)	柳川市上宮永町284番地2
社会福祉法人 高邦福祉会	柳川療育センター	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援 短期入所 療養介護 生活介護 日中一時支援 児童発達支援 放課後等デイサービス 障害児相談支援事業 医療型障がい児入所支援	柳川市三橋町棚町218番地1
社会福祉法人 日本厚生学園	りんどう	児童発達支援 保育所等訪問支援 放課後等デイサービス 障害児相談支援事業 日中一時支援	柳川市三橋町百町1467-4
社会福祉法人 柳川市社会福祉協議会	社会福祉法人 柳川市社会福祉協議会	居宅介護 移動支援	柳川市三橋町正行476番地
社会福祉法人 柳川市社会福祉協議会	柳川市障害福祉相談室 きらり	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	柳川市大和町栄234番地 大和総合保健福祉センター「まほろばやまと」内
社会福祉法人 グリーンコープ	社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンターえがお	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	柳川市三橋町柳河4-1
翠甲会	グループホーム翠甲	共同生活援助	柳川市筑紫町70番地の49
特定非営利活動法人 サポートセンター ささえ愛	障がい者就労支援センター はあもにい	自立訓練(生活訓練) 就労継続支援(B型) 日中一時支援	柳川市三橋町枝光372番地3
特定非営利活動法人 サポートセンター ささえ愛	ワークショップ はあもにい	就労移行支援(一般型) 就労継続支援(A型)	柳川市中町15番地3
特定非営利活動法人 リリーパット	リリーパット	就労継続支援(A型)	柳川市大和町栄38
特定非営利活動法人 福岡県総合福祉協議会	障がい者支援センター 有明ワークステーション	就労移行支援(一般型) 就労継続支援(B型)	柳川市三橋町柳河833番地1
麻生介護サービス株式会社	アップルハート 柳川立花ケアセンター	居宅介護 重度訪問介護 移動支援	柳川市三橋町久末128-1 諸藤ウエストテナント C-102
柳川農業協同組合	J A 柳川 ヘルパーステーション たんぼぼの会	居宅介護 重度訪問介護 移動支援	柳川市吉富町114-1
有限会社 ふくしーびす	ふくしーびす	居宅介護 重度訪問介護 移動支援	柳川市三橋町柳河1001-3
有限会社 久々原調剤薬局	有限会社久々原調剤薬局 訪問介護事業所	居宅介護 重度訪問介護 移動支援	柳川市久々原70-2
有限会社 コスモス	ポラリス	就労継続支援(B型)	柳川市蒲生129-1

## (2) 事業所調査結果

### ① 利用者数の状況

回答のあった 16 事業所の利用者数は、以下のとおりです。

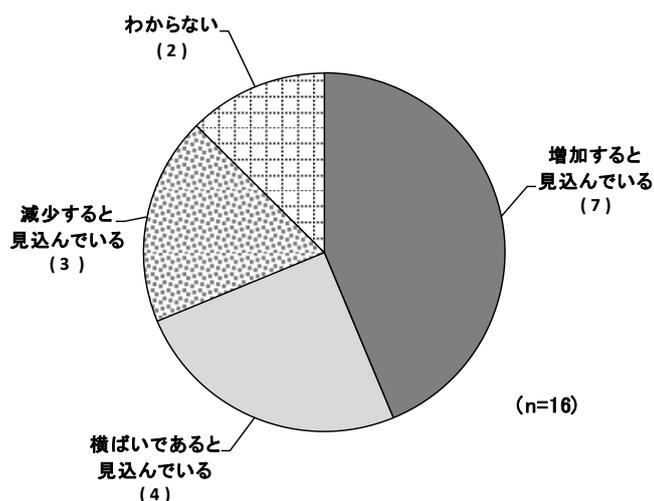
#### ■ 利用者数の状況 ■

		事業所数 (所)	総人数 (人)	平均 (人)
相談支援事業	相談支援専門員数人	2	1	0.5
	契約人数	2	56	28.0
訪問系事業者	ヘルパー数	5	62	12.4
	契約人数	2	10	5.0
日中活動系事業者	利用定員	4	80	20.0
	契約人数	4	70	17.5
居住系事業者	利用定員	2	42	21.0
	市内利用者数	2	20	10.0
	市外利用者数	2	13	6.5
短期入所	利用定員	1	5	5.0
	契約人数	1	1	1.0
地域活動支援センター	利用定員	1	2	2.0
	契約人数	-	-	-
障がい児通所支援事業者	利用定員	5	56	11.2
	契約人数	5	132	26.4

### ② 今後の利用見込み

#### ■ 今後の利用見込み ■

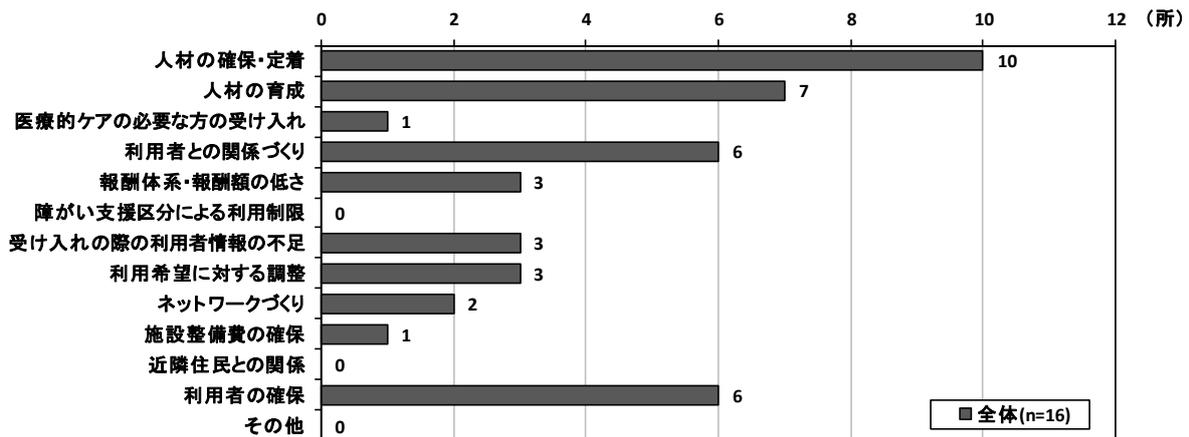
今後、サービス利用者数の見込としては、「増加すると見込んでいる」が 7 事業所、「横ばいであると見込んでいる」が 4 事業所、「減少すると見込んでいる」が 3 事業所、「わからない」が 2 事業所となっています。



### ③ 事業所運営上の課題

事業所の運営において、課題となっている点としては、「人材の育成」(10 事業所) が最も多く、次いで「人材の確保・定着」(7 事業所)、「利用者との関係づくり」と「利用者の確保」(各 6 事業所) となっています。

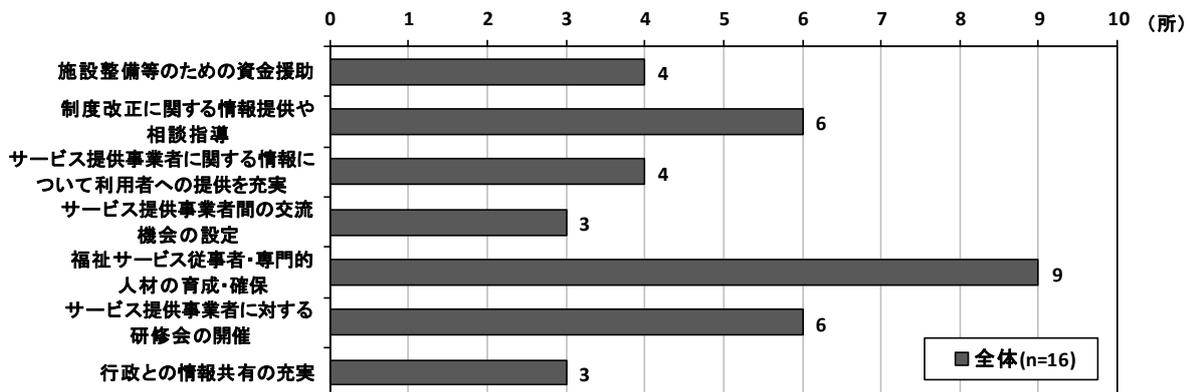
### ■ 事業所運営上の課題 ■



### ④ サービス向上のために必要な支援

サービス向上のために今後必要な支援としては、「福祉サービス従事者・専門的人材の育成・確保」が9事業所と最も多くなっています。次いで「制度改正に関する情報提供や相談指導」と「サービス提供事業者に対する研修会の開催」（各6事業所）となっています。

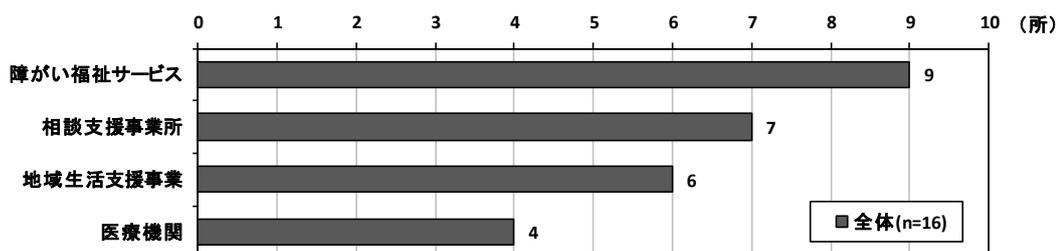
### ■ サービス向上のために必要な支援 ■



### ⑤ 地域に不足している地域資源（サービス）

障がい者が地域で安心して暮らしていくために、地域に不足している地域資源（サービス）としては、「障がい福祉サービス」が9事業所と最も多くなっています。次いで「相談支援事業所」（7事業所）、「地域生活支援事業」（6事業所）となっています。

### ■ 地域に不足している地域資源（サービス） ■





## 2 広報・啓発活動の推進

### (1) 広報・啓発活動の推進

障がい者施策は幅広い市民の理解を得ながら進めていくことが重要なことから、行政はもとより、企業、NPO等の多様な主体との連携による幅広い広報・啓発活動を計画的かつ効果的に推進します。

また、障害者基本法に定められた障害者週間（毎年12月3日から9日まで）における各種行事を中心に、一般市民、ボランティア団体、障がい者団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進します。

加えて、障がいについての市民の理解を深め、誰もが障がいのある人等に自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」を推進します。

### (2) 障がい及び障がいのある人への理解の促進

障がい及び障がいのある人に対する理解を促進するための取組を推進するとともに、福祉施設、教育機関等と地域住民等との日常的交流の一層の拡大を図ります。

### (3) ボランティア活動等の推進

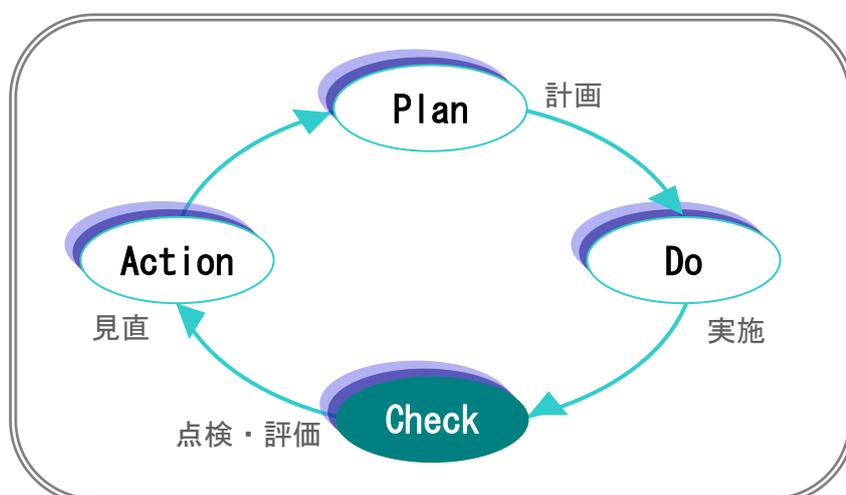
ボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

## 3 計画の進捗管理及び点検

本計画の実施状況については、柳川市、関係機関、障がい者代表からなる「柳川市障害者自立支援協議会」において、本計画の実施状況等の点検や計画自体の問題点の把握などを行います。

なお、これらは、国の基本指針を踏まえた「PDCAサイクル」のプロセスを用いたものとし、成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

### ■ PDCAサイクルのプロセスのイメージ ■



## 第2部 障がい者福祉計画

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の基本理念

市民の誰もが障がいの有無にかかわらずその能力を最大限発揮しながら、安全で安心して生活できるよう、地域生活の支援、雇用・就労、生活環境の整備、保健・医療、教育・育成などソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を強力に推進して、「障がいのある人もない人も、共に支えあうまち 柳川」を基本理念として、3つの基本目標のもとに、すべての障がいのある人の自立と社会参加の実現を目指します。

### 基本理念

障がいのある人もない人も、共に支えあうまち 柳川

## 2 計画の基本目標

基本理念に基づき、前計画を継承し、3つの基本目標のもとに、すべての障がいのある人の自立と社会参加の実現を目指します。

### 基本目標1 住み慣れた地域で自立して安心して暮らせるまち（自立支援体制の推進）

障がいのある人が、住み慣れた地域で、自分自身の生き方を主体的に選択・決定し、必要な援助を受けながら自立した生活を送ることができる社会の実現を目指します。

### 基本目標2 いきいきと社会参加できるまち（ノーマライゼーション社会の推進）

障がいのある人が特別視されることなく、地域の一員としていきいきと暮らせるように、高齢者なども含めたすべての方にやさしいまちを築くことが大切です。まずは、障がいのある人も気軽にまちに出ることが、ノーマライゼーションの第一歩です。そして市民一人ひとりがともに尊重し合い、支え合う気持ちがこれを推進していきます。

### 基本目標3 支え合い、共に生きるまち（障がい福祉環境の整備）

障がいのある人が、自己選択・自己決定を適切に行うためには、それを支える仕組みとして、必要な情報の提供、相談、サービスの利用援助、苦情解決、利用者の権利擁護などの充実に努めます。

各種の福祉サービスについても、その内容や効率性とのバランスを考慮しつつ、障がいのある人にとって利用しやすい場所で提供できるように努めます。

### 3 施策の体系

基本理念	基本目標			分野	施策項目
障がいのある人もない人も、共に支えあうまち 柳川	基本目標 1	基本目標 2	基本目標 3	生活支援	相談支援体制の充実
					在宅福祉サービスの充実
					障がい児支援の充実
	住み慣れた地域で自立して安心して暮らせるまち（自立支援体制の推進）	いきいきと社会参加できるまち（ノーマライゼーション社会の推進）	支え合い、共に生きるまち（障がい福祉環境の整備）	保健・医療	保健・医療サービスの充実
					地域リハビリテーション及び医療の充実
					精神保健と難病疾患対策の推進
	教育、スポーツ・文化活動等の振興	教育、スポーツ・文化活動等の振興	教育、スポーツ・文化活動等の振興	雇用・就業、経済的自立の支援	インクルーシブ教育の推進
					スポーツ・文化活動等の振興
	生活環境	生活環境	生活環境	情報アクセシビリティ	障がい者雇用の促進
					経済的自立の支援
福祉のまちづくりの推進					
情報アクセシビリティ	情報アクセシビリティ	情報アクセシビリティ	生活環境	居住環境の整備・バリアフリー化の促進	
				移動交通手段の充実	
安全・安心	安全・安心	安全・安心	差別の解消及び権利擁護の推進	情報収集・提供の充実	
				コミュニケーション支援の充実	
差別の解消及び権利擁護の推進	差別の解消及び権利擁護の推進	差別の解消及び権利擁護の推進	安全・安心	防災対策の推進	
				防犯対策の推進と消費者トラブルの防止	
差別の解消及び権利擁護の推進	差別の解消及び権利擁護の推進	差別の解消及び権利擁護の推進	差別の解消及び権利擁護の推進	障がいを理由とする差別解消の推進	
				権利擁護の推進	
行政サービス等における配慮					

## 第2章 分野別施策の方向

### 1 生活支援

#### 【基本的考え方】

- 障がい者本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制作りを構築していきます。
- 障がいの有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、障がい者の地域移行を一層推進し、障がい者が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組を進めます。
- 障がい者及び障がいのある子どもが、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実、障がいのある子どもへの支援の充実、障がい福祉サービスの質の向上、障がい福祉人材の育成・確保等に着実に努めます。

#### (1) 相談支援体制の充実

##### ■ 現状と課題 ■

相談支援は、障がい者が最も利用したいサービス（P18 参照）です。

本市では、委託相談支援事業所「きらり」を設置し、障がい者の地域生活を支援しています。

「きらり」のほかにも以下のような相談に対応する機関があり、障がい者からの各種相談に対応しています。

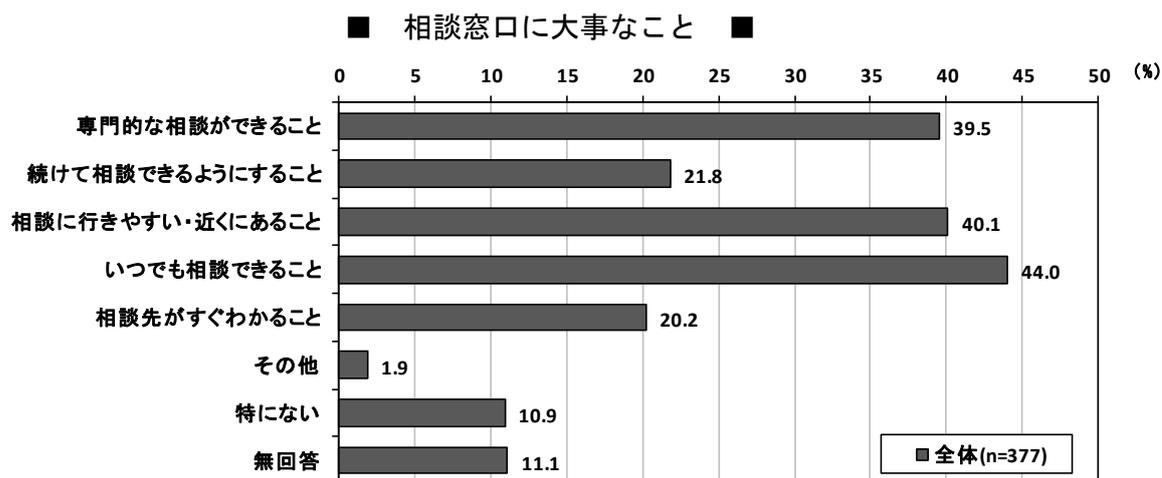
(障がい者相談) きらり、さくら、健康荘、柳川療育センター、プラン柳川

(障がい児相談) 柳川療育センター、りんどう、プラン柳川

加えて、本市には10名の身体・知的障がい者相談員が登録しており、障がい者や家族が有している様々な経験や情報を活かし、身近な地域で当事者や家族の目線に立った相談援助を担っています。毎月第二土曜日に総合保健福祉センターで障がい者相談の場を設けています。

しかし、障がい者からのすべての相談に対応するには、基幹相談支援センターの設置の検討、指定特定相談支援事業所の不足などの課題の解消に取り組む必要があります。

なお、障がい者調査によると、相談窓口に大事なこととしては、「いつでも相談できること」、「相談に行きやすい・近くにあること」、「専門的な相談ができること」などが多くあげられています。



**【 具体的な施策 】**

施策	内容
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者総合支援法に基づく相談支援事業を展開していくために、適正な職員配置をし、福祉事務所が障がい者福祉全般についての「総合相談窓口」の役割を果たすよう図り、各種福祉相談・手続きについては、関連部局との連携を図ります。</li> <li>● 障がい者の地域生活を支援するために、個々の障がい者の幅広いニーズと様々な地域の社会資源の活用等総合的かつ継続的な支援の実施ができるように努めます。</li> <li>● 日常生活等における一般的相談に加え、専門的な相談にも応じられるよう、委託相談支援事業者との連携を図りながら、相談支援事業の機能強化を図ります。</li> <li>● 委託相談支援事業者等職員自らが、個別一貫対応の相談（障がい者ケアマネジメント）の重要性を認識しながら業務を遂行し、研修等への積極的な参加を図ります。</li> <li>● 民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、及び障がいのある人の支援やサービスを実施している地域活動支援センター等の社会福祉法人やNPO法人、民間事業者等の存在や相談・支援活動について、広く周知を図り、障がいのある人やその家族による利用を促進します。</li> <li>● 障がい者自らが相談員としての役割を担うピアカウンセリング（※）制度の導入を検討します。</li> </ul>
専門的な相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保健、医療、福祉、療育、教育等、各機関と連携し相談体制の充実を図ります。</li> <li>● 障害者支援協議会等で相談支援事業の評価や地域関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議の場として、良質な相談、援助を展開できるよう他関係機関との連携を図ります。</li> <li>● 精神障がいのある人に対する医療受診、社会復帰、日常生活等に関する相談は、保健福祉環境事務所と協力連携します。</li> </ul>

（※）ピアカウンセリングとは、障がい者等が、自らの体験に基づいて同じ仲間である他の者の相談に応じ、問題の解決を図ることです。ピアとは、「仲間」「同僚」「同じ時間を共有していること・同じ立場であること」を意味します。

## (2) 在宅福祉サービスの充実

### ■ 現状と課題 ■

障がい者調査によると、利用している・利用したい障がい福祉サービスは以下のとおりです。今後利用したいサービスとしては、「福祉タクシー料金助成」が最も多くなっています。

#### 【障がい者】

現在利用 トップ5	今後利用意向 トップ5
相談支援事業…………… 7.4%	福祉タクシー料金助成…………… 28.9%
補装具費支給…………… 6.6%	居宅介護…………… 26.0%
福祉タクシー料金助成…………… 6.4%	相談支援事業…………… 25.5%
生活介護…………… 5.6%	自立訓練（機能訓練）…………… 22.0%
自立訓練（機能訓練）…………… 5.0%	生活介護…………… 21.8%

#### 【障がい児】

現在利用	今後利用意向
日中一時支援…………… 39.6%	相談支援事業…………… 52.8%
放課後等デイサービス…………… 35.8%	放課後等デイサービス…………… 52.8%
相談支援事業…………… 30.2%	日中一時支援…………… 45.3%
児童発達支援…………… 24.5%	行動援護…………… 41.5%
短期入所…………… 11.3%	移動支援事業…………… 34.0%

本市では、障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で、共に支えあうまちを実現するために、利用者本位の考え方にたち、障がい者の多様なニーズに対応できるよう、在宅福祉サービスの充実に努めてきました。

在宅福祉サービスについては、役所の窓口はもちろん、市の広報紙やホームページ等のあらゆる機会を通じて、広く周知を図っています。

加えて、市内全域の福祉サービス事業所で構成する「福祉ネットワーク柳川」協議会を開催し、関係機関との協力・連携を強化し、周知活動を行っています。

今後とも、障がい者が必要とする時に、いつでも、どこでも、在宅福祉サービスを受けることができるよう、さらなる充実に努めていく必要があります。

**【 具体的な施策 】**

施 策	内 容
障害者総合支援法の適正な運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「障害者総合支援法」について、障がい者への情報提供やサービスに関する相談を行い、制度の円滑な実施に努めます。</li> <li>● 「障害者総合支援法」による移動支援や余暇支援等のサポート体制の充実を図ります。</li> </ul>
ホームヘルプサービス事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民間指定事業者の活用を推進し、事業者との協力・連携を強化し、良質なホームヘルプサービスの提供に努めます。</li> </ul>
ショートステイ事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域においてレスパイト的サービスが受けられるよう「日中一時支援事業」の活用を推進します。</li> </ul>
補装具・日常生活用具の給付等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 補装具の情報の周知、相談の充実を図ります。</li> <li>● 日常生活用具給付サービスについての周知徹底を図り、障がいのある人の日常生活での自立を促進します。</li> </ul>
地域生活支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域生活支援事業における必須事業（相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、日常生活用具給付等事業等）の充実、またその他の事業についても、ニーズ等を勘案しながら事業の実施を検討します。</li> </ul>

### (3) 障がい児支援の充実

#### ■ 現状と課題 ■

改正障害者総合支援法、改正児童福祉法により、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、子どもの最善の利益の保証とともに共生社会の実現に向けた支援が求められています。

障がいの早期発見から療育・教育まで、それぞれの施策が一貫したシステムとして機能するよう、医療機関・療育機関・教育機関・行政の連携を密にして、障がい児個々の状況に応じた適切な相談・指導、さらに、ライフサイクルを見据えた、切れ目のない支援ができるようさらなる体制整備を図っていく必要があります。

サービスを必要としている児童は年々増加傾向にあり、提供事業所が不足している状況もみられることから、福祉サービスの充実・強化に努めるとともに、提供事業所の整備を図る必要があります。

#### 【 具体的な施策 】

施策	内容
地域療育体制の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>● 関係機関との連携による総合的な障がい児子育て相談の充実を図ります。</li><li>● 早期発見・早期療育体制を確立するため、市、保健福祉環境事務所、病院、施設等との連携による広域的な療育システムを整備します。</li></ul>
連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none"><li>● 子育て支援課、教育委員会、福祉事務所等によせられる相談等に対する連携体制の強化を図り、就学前療育・教育から就学後療育・教育へのスムーズな移行や親と子のケア体制の充実等、療育体制の充実を推進します。</li><li>● 療育事業を実施する事業者と市が連携し、障がい者団体との連携強化を図ります。</li></ul>

## 2 保健・医療

### 【基本的考え方】

- 精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障がい者の早期退院及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院の解消を進めます。
- 精神障がい者の地域への円滑な移行・定着が進むよう、退院後の支援に関する取組を行います。
- 障がい者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。

### (1) 保健・医療サービスの充実

#### ■ 現状と課題 ■

各種健康診査・検診は、リスクを早期に発見して疾病等の発症を予防するとともに、疾病の早期発見による重症化の予防の機会として重要であり、必要に応じて保健指導に結びつける機会でもあります。

本市では、以下のような取組をしています。

- 各種健康診査・健診を広く周知し受診率の向上に努め、保健師等による健康指導を行い、生活習慣病などの重症化予防に努めています。
- 産婦人科等との連携により、ハイリスクの妊産婦について、本人の同意のうえで情報提供を共有し、訪問指導等の支援につなげています。
- 乳幼児健康診査でフォローが必要な子どもに対し支援を継続しています。また、幼児健康診査で、ことばや情緒面の発達の遅れが疑われた子どもに対し、発達相談を実施し、必要に応じて医療機関等につなげていますが、家族や保護者の協力が得られないケースへの対応が検討課題となっています。

健康の保持、障がいの原因となる疾病等の早期発見のために、保健・医療の体制の整備・充実に努めるとともに、高齢化が進展する中で、障がいの重症化・重複化の予防及びその対応が求められています。

【 具体的な施策 】

施 策	内 容
障がいの早期発見体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 低体重等での出生を少なくするために、ハイリスク妊産婦保健指導・訪問指導等に力を入れ、保健福祉環境事務所での療育相談等の充実を図ります。また、「障がいの早期発見・早期対応等の促進」の視点での取組を各事業に当てはめて再検討します。</li> <li>● 幼児健康診査（4か月健康診査・10か月健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査）でことばや情緒面の発達の遅れが疑われた子どもに対し、発達相談の充実を図ります。子育て相談の場で発達を促すための支援を行い、特に早期療育が必要な子どもについては医療機関等につなげていくよう努めます。また、保健福祉環境事務所と連携し、低体重出生児、慢性疾患のある乳児に対する相談・指導に力を入れます。</li> <li>● 生活習慣病等による障がいの発生を予防するために、成人に対する健康診査、健康相談、健康指導等の充実を図ります。特に健診後の保健指導に力を入れていきます。</li> </ul>
療育等、障がいへの早期対応の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 治療や障がいの軽減のための医療機関や訓練機関等の紹介に努めます。</li> </ul>
在宅保健サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県と連携をとりながら保健師、看護師による訪問指導等の保健事業の充実を図ります。</li> </ul>
保健・医療・福祉の連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療機関や保健福祉環境事務所、県等の関係機関と連携を取りながら相談体制の確立を図り、より良い支援策のあり方についても、それら関係機関との連携を強化します。</li> </ul>
医療費助成制度の利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 精神保健に関する「自立支援医療制度」等の各種の医療費助成制度や「重度心身障害者医療費支給制度」の周知を徹底し、その利用の促進を図ります。</li> </ul>

## (2) 地域リハビリテーション及び医療の充実

### ■ 現状と課題 ■

障がい者を軽減し地域での自立を促進するためには、リハビリテーション及び医療が重要な役割を果たしており、その一層の充実を図る必要があります。

障がい者にとってのリハビリテーション及び医療の充実は、病気の治癒だけでなく、障がいの軽減を図り、就労や地域社会への参加を促進するために不可欠なものであることから、医療機関のさらなる充実とともに、保健・医療・福祉分野の関係機関との連携を強化し、それぞれの役割の中で障がい者一人ひとりのニーズに対応したリハビリテーション及び医療の充実に努めていくことが必要です。

### 【 具体的な施策 】

施策	内容
相談や情報提供の充実	● 障がいのある人の状況に応じた適切なリハビリテーションを、利用者の意思に基づいて利用できるよう相談や情報の充実に努めます。
医療機関、福祉施設との連携	● 医療機関における治療から機能訓練にスムーズに移行できるよう、医療機関や訪問看護ステーション、福祉施設との連携を強化します。

### (3) 精神保健と難病疾患対策の推進

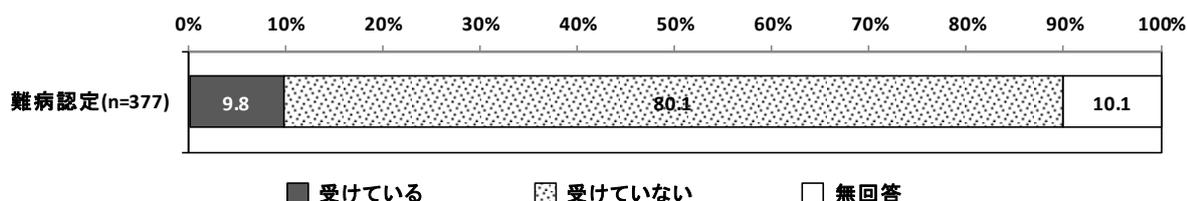
#### ■ 現状と課題 ■

精神保健は、精神疾患に対する正しい知識を持つことで、発病を予防し、初期の段階で気づき、早期に医療に繋がることで、重症化の防止も可能となります。こうしたことから、精神障がいの発生予防・早期発見のため、精神保健相談や健康教育、訪問指導といった保健事業の充実が求められています。

障害者総合支援法により、障がいのある人の範囲に難病等の人たちも加わり、必要と認められた障がい福祉サービス等の受給が可能となりました。平成29年4月からは、対象となる疾病が358に拡大されたことから、難病患者に対する総合的な相談・支援のさらなる整備・充実が求められています。

また、障がい者調査によると、障がい者の9.8%が難病認定を受けています。

【障がい者調査による難病認定】(再掲)



#### 【具体的な施策】

施策	内容
障がい福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 精神障がい者が継続して地域で生活できるよう訪問指導を行い、病状が悪化する前に早期に適切な支援につなぎます。</li> <li>● 居宅介護などの訪問系サービスの充実や地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の提供体制の充実を図ります。</li> </ul>
グループホームの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 退院後の精神障がい者が地域での生活を円滑に行えるよう、グループホーム等障がい福祉サービス事業者に対し、精神障がいへの理解の促進に努めます。</li> </ul>

### 3 教育、スポーツ・文化活動の振興

#### 【基本的考え方】

- 障がいのある幼児や児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障がいのある幼児や児童生徒が、障がいのない幼児や児童生徒とともに学ぶことができるよう、教育内容・方法の改善充実等を図ります。
- 障がいのある人が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境の整備等を推進します。

#### (1) インクルーシブ教育の推進

##### ■ 現状と課題 ■

障がいのある子どもたちの能力や可能性を伸ばし、自立し社会に参加するために必要な能力を養うため、一人ひとりの障がいの程度に応じた、きめ細かな教育を行う必要があります。

インクルーシブ教育（障がいのあるなしによらず、誰もが地域の学校で学ぶことのできる教育）においては、同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

そのためには、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要となっています。

また、障がいのある子ども一人ひとりの能力、特性等に対応し、その能力を最大限に伸ばすための適切な教育的対応・指導を行うためには、教職員の資質・指導技術の向上が何よりも重要です。特に、小・中学校では学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（AD/HD）、高機能自閉症など対象となる児童・生徒の増加や対象となる障がい種別の多様化による質的な複雑化に対応できる体制を整えていく必要があります。

平成29年では、特別支援学校の在籍者数は64人、特別支援学級の在籍者数は、小学校が21クラス、59人、中学校が12クラス、42人、通級指導を受けているのは2クラス、16人となっています。

#### ■ 特別支援学校在籍者数（平成29年5月1日） ■

（単位：人）

	柳川市の在学者数			合計
	小学部	中学部	高等部	
柳河特別支援学校	4	7	6	17
筑後特別支援学校	8	10	29	47
合 計	12	17	35	64

（平成29年5月1日現在）

## ■ 小・中学校の特別支援学級の状況 ■

(単位：クラス・人)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小学校	学級数	16	16	16	16	17	19	19	21
	児童数	36	39	36	37	41	53	52	59
中学校	学級数	6	7	7	8	9	9	9	12
	児童数	17	18	15	22	23	26	24	42

(各年度5月1日現在)

## ■ 通級指導の状況 ■

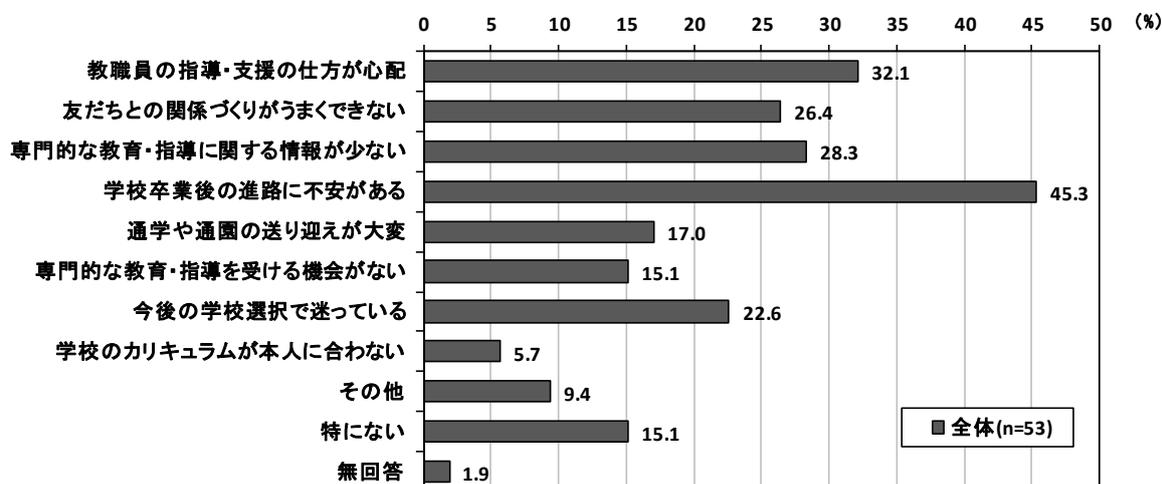
(単位：クラス・人)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小学校	学級数	0	0	1	1	2	2	2	2
	児童数	0	0	7	6	17	17	17	16

(各年度5月1日現在)

また、心身障がい児調査によると、学校教育について困っていることとしては、「学校卒業後の進路に不安がある」が45.3%と最も多くなっています。次いで「教職員の指導・支援の仕方が心配」(32.1%)、「専门的な教育・指導に関する情報が少ない」(28.3%)、「友だちとの関係づくりがうまくできない」(26.4%)となっています。

## ■ 学校教育について困っていること ■



**【 具体的な施策 】**

施 策	内 容
就学相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 就学に際しては、障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズと、本人及び保護者の希望等を総合的に判断し、適切に就学相談に応じられるよう努めます。</li> <li>● 医師（学校医）、教職員、福祉関係機関職員等、広く専門家の意見を聞くことの必要性から、教育委員会の諮問機関として設置されている「柳川市教育支援委員会」の存在と内容について、周知に努めます。</li> </ul>
進路指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小学校・中学校の修了時には、児童・生徒の教育的ニーズと、本人・保護者の希望等を総合的に判断し、適正な進路の選択ができるよう、就学相談、特別支援学級や学校の見学を行う等指導の充実を図ります。</li> <li>● 児童・生徒の進路先の学校、福祉関係機関、事業所等との情報交換・連携をとり、進学・就職後の障がい児の状況把握に努めます。</li> </ul>
教員の資質・力量の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 研修会等を通じ、特別支援学級、通常学級及び通級指導教室担当教員の資質・力量の向上を図ります。</li> <li>● 特別支援教育を学校全体で推進するよう、教職員全体の理解を深めます。</li> <li>● 特別支援教育支援員の資の向上を図るため、その研修の機会の確保について検討します。</li> <li>● LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥／多動性障がい）、高機能自閉症等に対する理解を深めるための教職員の研修の実施を図ります。特に各校に即した内容での研修について検討します。</li> </ul>
福祉用教材の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉用教材について周知徹底を図り、その利用を促進します。</li> <li>● 障がい児とその保護者のニーズに十分耳を傾け、教材の種類・内容・質についての充実を図ります。</li> <li>● 福祉用教材の開発・製作について、学校、図書館、社会福祉協議会等関連機関の連携を図ります。</li> <li>● 絵本の読みきかせ、また特別支援学級訪問等の、図書館活動の充実を図ります。</li> </ul>
学校設備・備品の改良	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童・生徒のニーズに応じて、スロープやトイレ等の整備を行ったり、学習机・いす等を特注したりする等、学校の設備・備品等の改良を進めます。</li> </ul>
交流教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別支援学級設置校を中心に、日常的な交流教育の充実を図ります。</li> <li>● 障がい児と健常児の日常的な交流促進を図ります。</li> <li>● 長期休暇における障がい児の居場所を確保するためのサマースクールについて、その運営方法・場所等を含めて検討します。</li> </ul>

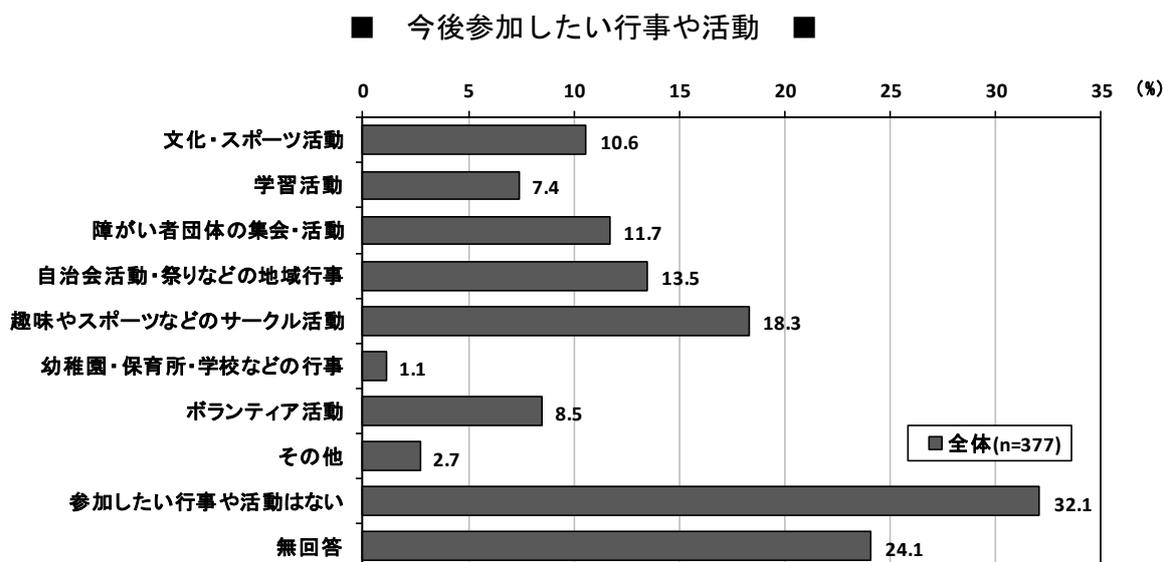
## (2) スポーツ・文化活動等の振興

### ■ 現状と課題 ■

スポーツ活動は、障がいのある人の体力維持・増強だけでなく、機能訓練や機能回復についても役立ち、文化活動と合わせて、自立した生活や社会参加を促し、障がいのある人と障がいのない人との交流や相互の理解を深めるという点でも極めて有効です。

本市では、身体障がい者、一般市民に広く参加を呼びかけ運動会を、毎年10月に開催しています。平成28年度からは「防災運動会」として、競技を楽しみながら防災意識も高めてもらっています。この運動会には、市内の高校生などの学生にもボランティアとして参加しており、障がい者・児への理解を促すことも目的としています。

また、障がい者調査によると、今後、地域とのつながりの場として参加したい行事や活動としては、「趣味やスポーツなどのサークル活動」(18.3%)や「自治会活動・祭りなどの地域行事」(13.5%)等が多くなっており、スポーツ活動や趣味などの文化活動への参加意向が強くなっています。



### 【 具体的な施策 】

施策	内容
スポーツ・文化活動等への参加しやすい環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がいのある人を対象にしたスポーツ大会の周知を図り、参加を促進します。</li> <li>● 障がいのある人が講座、サークル活動等に参加しやすい環境の整備と、参加の啓発を行います。</li> </ul>

## 4 雇用・就業、経済的自立の支援

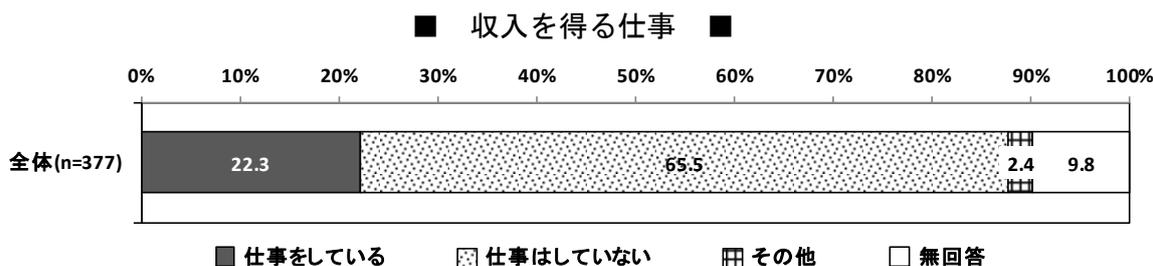
### 【基本的考え方】

- 障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する者に対しては多様な就業の機会を確保するとともに、一般就労が困難な者に対しては福祉的就労の底上げにより工賃の水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進します。
- 雇用・就業の促進に関する施策との適切な組み合わせの下、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障がい者の経済的自立を支援します。

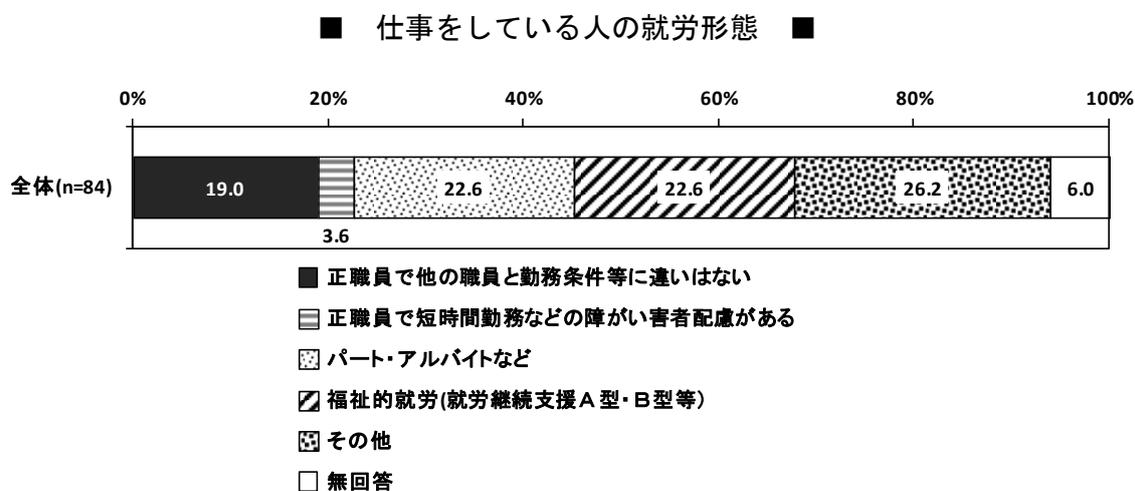
### (1) 障がい者雇用の促進

#### ■ 現状と課題 ■

障がい者調査から今後したい活動をみると、収入を得る仕事については、全体では、「仕事をしている」は22.3%ですが、30歳代以下で54.2%、40歳代で35.7%、50歳代で34.7%と多くなっています。

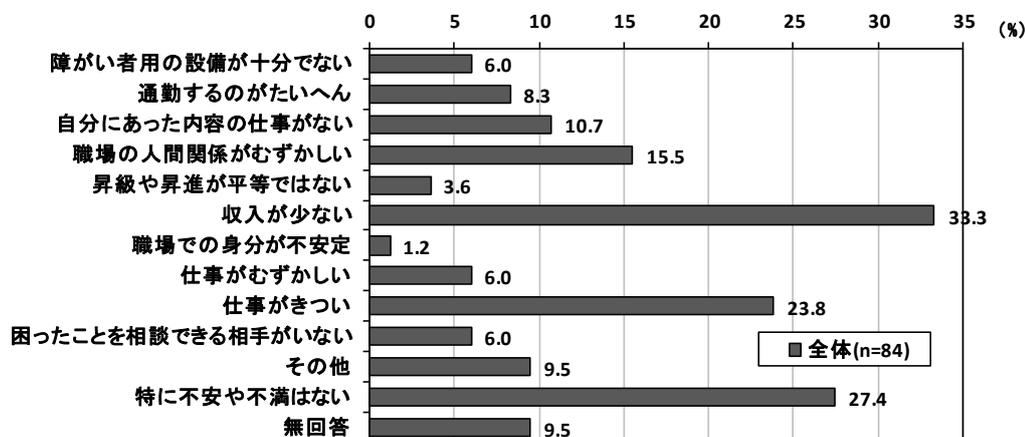


仕事をしている人の勤務形態としては、「福祉的就労(就労継続支援A型・B型等)」と「パート・アルバイトなど」が22.6%、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」が19.0%、「正職員で短時間勤務などの障がい者配慮がある」が3.6%となっています。



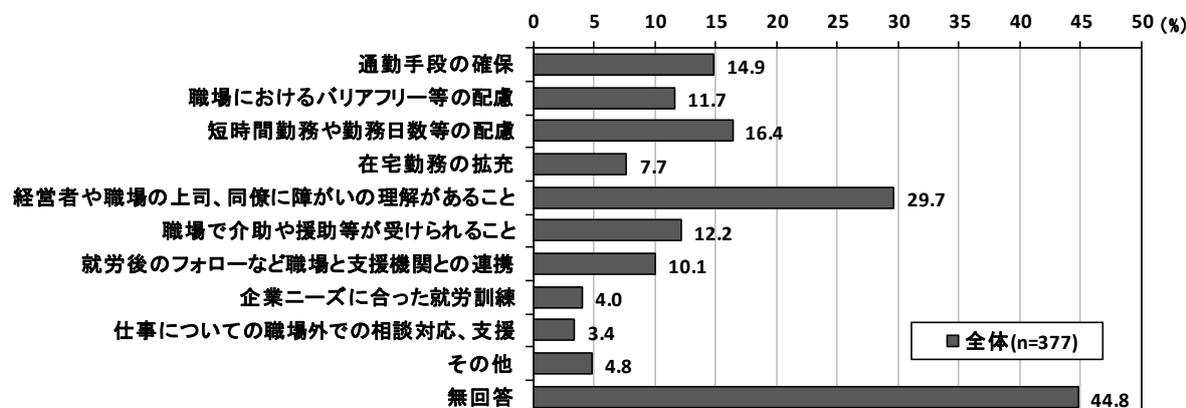
仕事をするうえで不安や不満を感じることは、「収入が少ない」が 33.3%と多く、次いで「仕事がきつい」(23.8%) となっています。その一方で「特に不安や不満はない」も 27.4%と多くなっています。

### ■ 仕事をするうえで不安や不満を感じること ■



障がい者の就労支援として必要なこととしては、「経営者や職場の上司、同僚に障がいの理解があること」が 29.7%と最も多くなっています。次いで「短時間勤務や勤務日数等の配慮」(16.4%)、「通勤手段の確保」(14.9%) となっています。

### ■ 障がい者の就労支援に必要なこと ■



障がい者の就労については、障害者自立支援協議会の「しごと支援部会」において、就労支援に向け連携し、雇用、教育、福祉等の地域の関係機関が障がい者の就労支援に関し、切れ目のない一貫した支援を目指し、連携を強化しています。

しかし、民間事業所では、法定雇用率 2.0%に対し平均で 1.21%となっており、法定雇用率を下回っています。雇用率の向上に向け、広報等や商工会議所を通じ、民間事業所に対する障がい者の雇用についての啓発を強化する必要があります。

また、平成 29 年 6 月 1 日現在、市役所等に求められている法定雇用率は 2.3%ですが、雇用率 2.83%、市教育委員会では法定雇用率 2.2%に対し雇用率 3.64%でいずれも法定雇用率を上回っています。

今後は、民間事業所に対する障がい者の雇用についての啓発を強化するとともに、医療機

関との連携を図りつつ、「医療」から「雇用」への流れを促進する必要があります。

また、民間企業での雇用が困難な障がい者にとって、福祉的就労は、訓練を受ける場また、働く場として重要な役割を果たしています。

就労継続支援がその役割を担うサービスに位置づけられ、一般就労が困難な障がい者に対する就労促進及び社会参加を進める施策として、重要な役割を担っています。

市では発注可能な業務について、できる限り福祉的就労を行っている事業所へ優先的に発注を行っていく必要があります。

### 【 具体的な施策 】

施 策	内 容
雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本市及び市の関連機関が率先して障がいのある人の雇用の拡大を図ります。</li> </ul>
障がい者職業相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ハローワーク（公共職業安定所）と協力し、障がい者職業相談事業の充実を図ります。</li> </ul>
民間事業所への啓発活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報、パンフレット等を通じ、また商工会議所を通して、民間事業所に対する障がいのある人の雇用についての啓発活動に努めます。</li> <li>● 企業等における障がいのある人の雇用を促進するため、ハローワーク（公共職業安定所）と連携を取りながら理解を求めます。</li> </ul>
就労支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 就労相談、就労訓練、企業等との連携等、障がいのある人の就労支援を強化します。</li> <li>● 障がいのある人の自立支援や就労等の選択肢を拡大しつつ、障がいのある人が適性に応じ、障がいのない人たちとともに働ける体制を検討します。</li> </ul>
各種職業訓練所の紹介	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ハローワーク（公共職業安定所）と連携・協力して、職業訓練所の紹介と利用促進を実施します。</li> </ul>
福祉的就労の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 就労継続支援サービスを提供する事業所の確保に努めます。</li> <li>● 就労に必要な知識・能力の向上を図り、一般企業への就労が困難な障がい者の就労の場の充実に努めます。</li> </ul>

■ 大牟田公共職業安定所管内における産業別・規模別就職状況 ■

(単位：人)

区分	身体障がい者			知的障がい者			精神障がい者				
	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度		
産業	農業	0	0	1	0	0	0	0	1	1	
	鉱業	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
	建設業	1	3	2	0	0	0	3	0	3	
	製造業	16	14	11	8	6	5	10	9	9	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	情報・通信業	2	0	1	0	0	0	0	1	2	
	運輸業、郵便業	1	3	4	0	2	0	3	2	5	
	卸売業・小売業	5	15	8	5	9	4	11	12	9	
	金融業・保険業	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
	不動産業、物品賃貸業	1	1	0	0	0	1	0	1	1	
	業	学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	0	0	0	1	0	0
		宿泊業、飲食サービス業	4	3	3	2	1	0	9	3	2
		生活関連サービス業、娯楽業	2	0	0	1	0	0	4	4	2
		教育、学習支援事業	2	2	0	0	0	0	1	0	2
		医療、福祉	44	48	55	20	13	17	85	103	81
		複合サービス業	0	1	0	1	0	0	2	1	1
		サービス業	3	5	7	0	1	2	4	8	9
	公務・その他	4	2	2	1	0	0	0	0	1	
	合計	87	98	94	38	32	29	133	145	130	
企業規模	49人以下	37	49	53	22	13	14	100	112	97	
	50人～55人	0	3	6	0	0	1	2	3	4	
	56人～300人	28	20	16	9	7	8	19	14	21	
	301人以上	22	26	19	7	12	6	12	16	8	

資料：大牟田公共職業安定所

## (2) 経済的自立の支援

### ■ 現状と課題 ■

障がい者が地域社会の中で自立した生活を営んでいくためには、就労の機会を広げ、収入の増加を図るとともに、生活の基盤となる所得保障の充実が必要となります。

この所得保障の基本となるのが年金・手当制度であり、障害基礎年金等の年金や特別障害者手当等の各手当は、障がい者やその家族の生活を保障する上で大きな役割を果たしています。

今後も引き続き、障害年金や各種手当で制度のほか、各種割引・減免等の制度の周知及び利用促進に努める必要があります。

### 【 具体的な施策 】

施策	内容
年金・手当等の制度の周知徹底と利用の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 各種年金・手当・助成制度について、周知に努力し、その利用の促進を図ります。</li></ul>

## 5 生活環境

### 【基本的考え方】

- 障がい者が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障がい者が安全に安心して生活できる住環境の整備、障がい者が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティ（※）に配慮した施設等の普及促進、障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、障がい者の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進します。

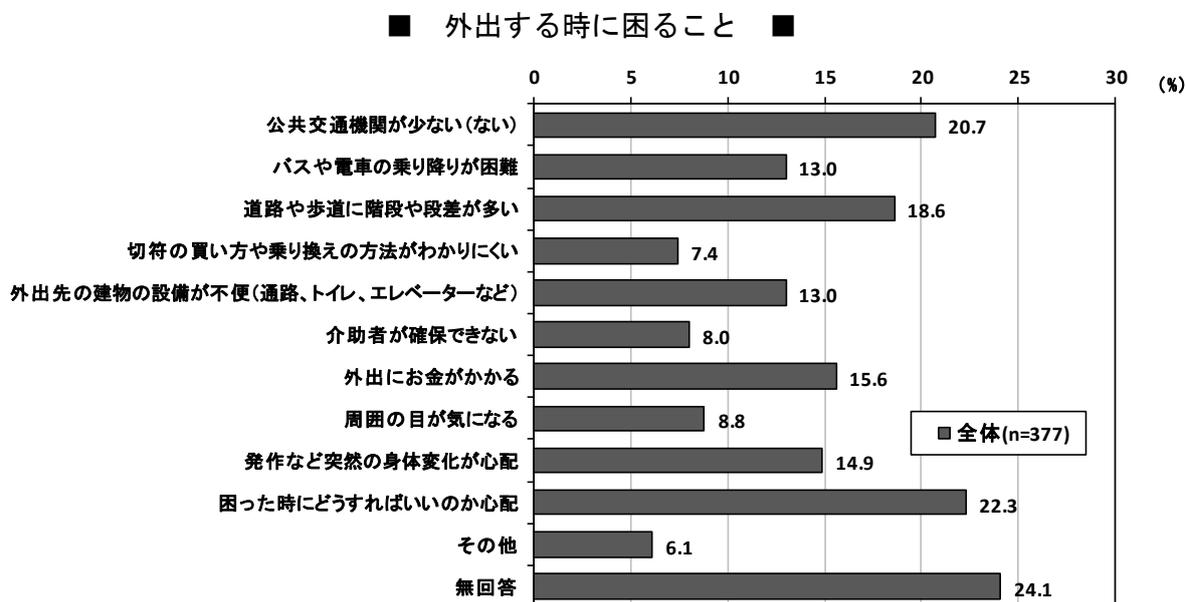
（※）アクセシビリティとは、高齢者、障がい者を含む誰もが、様々な製品や建物やサービスなどを支障なく利用できるかどうか、あるいはその度合いのことをいいます。

### （1）福祉のまちづくりの推進

#### ■ 現状と課題 ■

障がい者の自立と社会参加を促進し、安心して生活できる住みよいまちにするため、公共交通の整備、道路や公共施設での段差の解消などバリアフリー化、誰もが自由に快適に利用できるユニバーサルデザインに基づくまちづくりが求められています。

障がい者調査によると、外出する時に、困ることや心配なこととしては、「困った時にどうすればいいのか心配」（22.3%）をはじめとして、「公共交通機関が少ない（ない）」（20.7%）、「道路や歩道に階段や段差が多い」（18.6%）などが多くなっています。



本市では、障がい者の自立と社会参加を促進し、安心して生活できる住みよいまちにするため、様々な対策を講じています。

- 平成 29 年度は柳川市自立支援協議会で、別府と嬉野バリアフリースターセンターから講師を招き、バリアフリーについての講演会を開催し、約 160 名の参加がありました。

- 障害者差別解消法や身体障害者補助犬法等について、店舗やレストランなどへの周知・啓発の徹底を図っています。
- 柳川駅周辺整備では、鉄道事業者も一緒となり、関係団体を含む障がい者の方々と意見交換や試験施工を行い体験してもらいました。今後、改修等に合わせ環境改善・整備を行う場合は、関係団体を含む障がい者の方々と意見交換を含む積極的な参画の場を設けることが必要と考えます。
- 公園のトイレについては、改修に合わせ場所等勘案し、多目的トイレの設置を進めており、それに合わせ周辺の段差解消を実施しています。

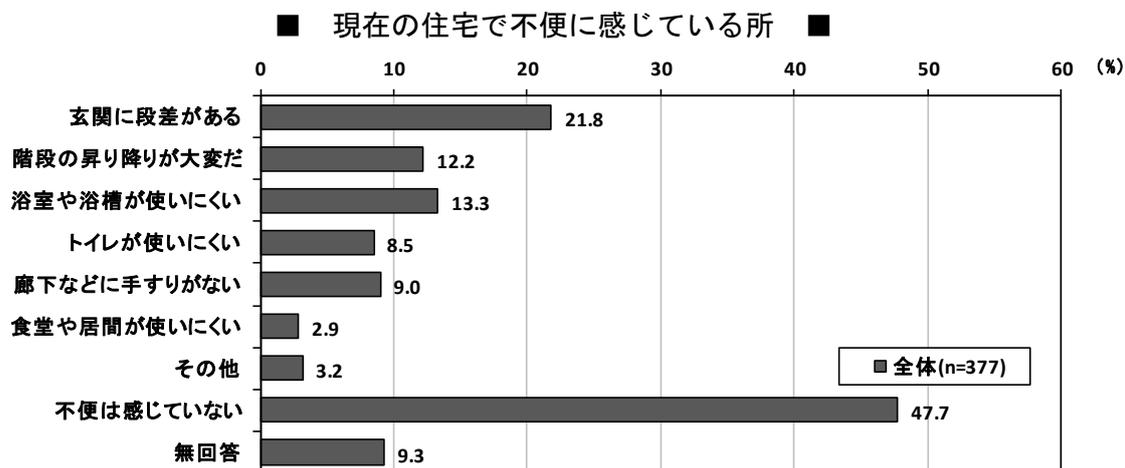
### 【 具体的な施策 】

施 策	内 容
公共的機関等への理解の要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内公共的機関・施設に対して「身体障害者補助犬法」、「バリアフリー新法」や「福岡県福祉のまちづくり条例」の内容等に基づき、障がいのある人への理解、バリアフリーのまちづくりについての協力を要請します。</li> <li>● ショッピングセンター、レストラン等の事業者のみならず広く市民全体に対して「身体障害者補助犬法」の内容についての周知・啓発を行い、盲導犬・介助犬・聴導犬の同伴が円滑に実現するよう配慮します。</li> </ul>
「ユニバーサルデザインの都市づくり」の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路、公園、公共的施設及びその周辺等の都市空間の環境を総点検し、高齢者、障がいのある人を含めた「市民にとってやさしいまち」を目指しての環境改善を図ります。</li> <li>● ユニバーサルデザインに基づく、施設案内、通路案内等サインを整備します。</li> <li>● 公共施設の改修時や道路の改良時に段差の解消等に努めます。</li> <li>● 当事者である障がい者に、まちづくりに積極的な参画をしていただきながら暮らしやすい環境整備を図ります。</li> </ul>
幹線道路等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国道、県道、市道の歩道段差・勾配の改善及び通行に支障になる電柱の移設等について、関係機関に働きかけます。</li> </ul>
公園等オープンスペースの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園について、入り口の段差の解消、車止め問題の解決、障がい者用トイレの設置等の整備に努めます。</li> <li>● 海岸、河川の護岸の整備において、スロープ、手すり等の設置について、県に働きかけていきます。</li> </ul>

## (2) 居住環境の整備・バリアフリー化の促進

### ■ 現状と課題 ■

障がい者調査によると、現在の住宅で不便を感じている点としては、「玄関に段差がある」(21.8%)を筆頭に、「浴室や浴槽が使いにくい」(13.3%)、「階段の昇り降りが大変だ」(12.2%)などが多く、住環境のバリアフリー化が、今後の大きな課題といえます。



本市では、住み慣れた家で生活できるよう住宅改造費用助成制度等において、バリアフリー化を推進しています。

こうした制度については、窓口や市の広報誌、ホームページ等のあらゆる機会を通じて、周知を図っています。しかし、制度の周知が、必ずしも十分でない可能性もあるため、今後とも周知の徹底に取り組む必要があります。

### 【 具体的な施策 】

施策	内容
住宅関係助成制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住宅改造費用の助成制度の周知を図るとともに、ニーズに沿った住宅の改修ができるよう、必要に応じて各専門スタッフとの連携を図ります。</li> </ul>

### (3) 移動交通手段の充実

#### ■ 現状と課題 ■

障がい者調査によると、外出する時に困ることとして、「公共交通機関が少ない(ない)」や「バスや電車の乗り降りが困難」が多くあげられています。(P17 参照)

本市では、障がい者の負担を軽減し福祉の増進を図るため、福祉タクシーの助成や自動車改造費の助成、移動支援事業等を行っています。

また、柳川駅周辺整備では、駅舎の改築にあわせて、周辺地域に点字誘導ブロック、点字案内板の設置について協議を行いながら、一体となった整備を行いました。

今後は、駅周辺にとどまらないバス停留場の全域的な整備を検討するなど、障がい者だけでなく、すべての人に使いやすい交通網の整備を検討する必要があります。

#### 【 具体的な施策 】

施策	内容
交通拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>● 鉄道駅、バス停留所等での障がい者対応のコミュニケーション設備（点字案内板、音声発生装置等）の整備を交通事業者に働きかけていきます。</li></ul>
公共的交通機関の福祉的対応の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 福祉タクシーの助成事業を継続していきます。</li><li>● バス事業者に、低床バス導入を促します。</li><li>● バス事業者に、バスの行き先の車外放送の実現等、コミュニケーション設備の充実を促します。</li><li>● 鉄道事業者に、電車内の電光掲示板設置、きめの細かい車内アナウンス等、コミュニケーション設備・機能の充実を促します。</li></ul>
自動車運転免許取得・改造費用等の助成の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>● 肢体不自由者を中心にした身体障がい者個人の自由な移動手段の確保のため、自動車運転免許取得・改造費用等の助成の充実を図ります。</li></ul>

## 6 情報アクセシビリティ

### 【基本的考え方】

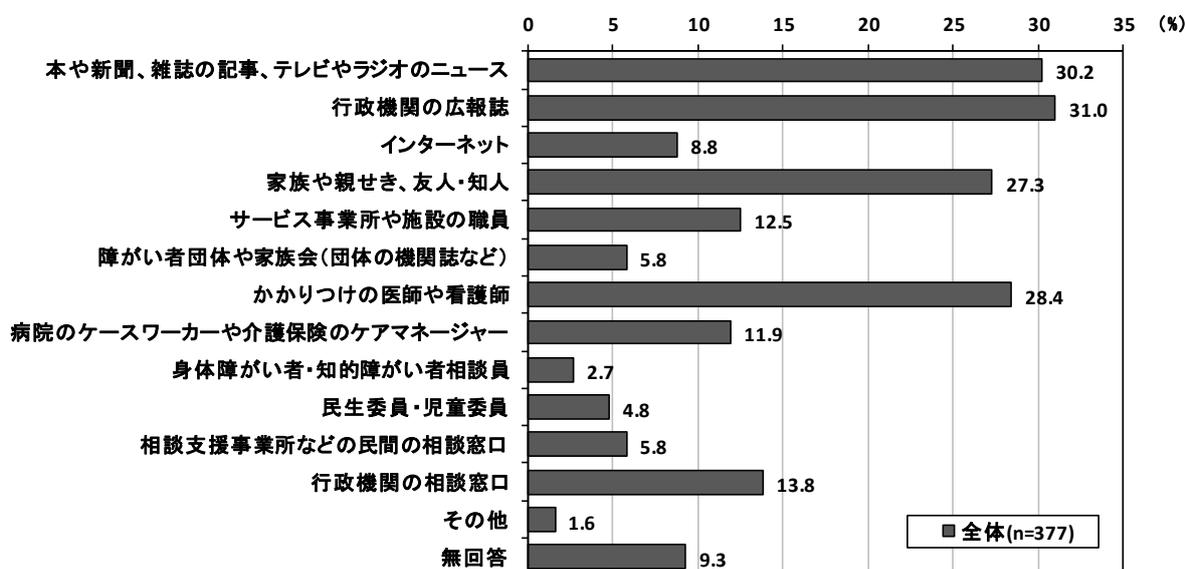
- 障がい者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がい者に配慮した情報通信機器・サービス等の企画、開発及び提供の促進や、障がい者が利用しやすい放送・出版の普及等の様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を推進します。
- 障がい者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の開発・提供等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図ります。

### (1) 情報収集・提供の充実

#### ■ 現状と課題 ■

障がい者調査による、障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手先としては、「行政機関の広報誌」(31.0%)が最も多くなっています。次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」(30.2%)、「かかりつけの医師や看護師」(28.4%)、「家族や親せき、友人・知人」(27.3%)などが多くなっています。

#### ■ 福祉サービスなどの情報の入手先 ■



このように情報提供において、行政機関の果たす役割が大きいことから、本市では、福祉サービスや市政等に関する情報をはじめとして、各種の情報を市の窓口や広報誌、ホームページなどを活用して周知に努めています。しかし、発信する情報量がかなり多いため、障がい者が必要とする情報を入手する環境は、必ずしも十分なものとはいえません。

こうしたことから、今後も、障がい者の円滑な情報取得・利用、意思表示やコミュニケーションを実現するために、情報通信における情報アクセシビリティの向上が求められています。

## 【 具体的な施策 】

施策	内容
サービス等に関する情報の充実と周知の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がいのある人に対する各種サービスの出発点となる、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付についての周知を徹底します。</li> <li>● 『広報やながわ』、各種パンフレット、チラシ、電話・FAX、相談窓口等を活用し、各種福祉サービス等の情報の充実とその周知を徹底します。</li> </ul>
視覚障がい者への情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 拡大写本図書、点訳図書、音声図書、対面朗読等、図書館のサービスの充実を図ります。</li> </ul>

## (2) コミュニケーション支援の充実

### ■ 現状と課題 ■

視覚障がい者・聴覚障がい者の自立と社会参加を進めるためには、コミュニケーションにおける支援も重要です。

本市では、意思疎通支援事業で手話通訳派遣などを行って、障がい者のコミュニケーションを支援していますが、十分に活用されているとはいえません。

今後も引き続き、事業の周知を図るとともに、それに必要な手話通訳者、点訳者、要約筆記者等の人材の育成が必要となっています。

## 【 具体的な施策 】

施策	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣制度の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 手話通訳者、要約筆記者の養成に努め、派遣制度の整備を図ります。</li> </ul>

## 7 安全・安心

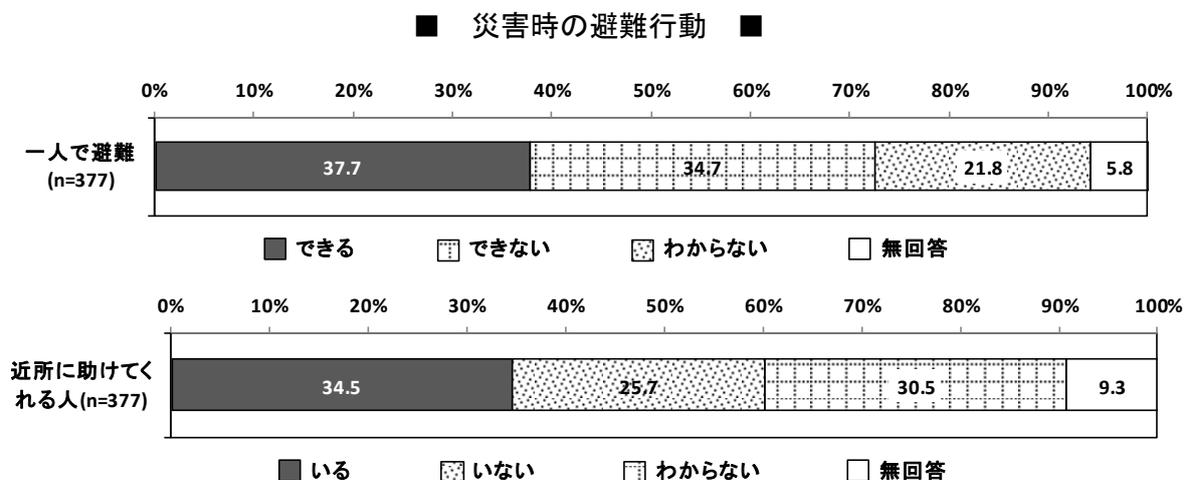
### 【基本的考え方】

- 障がい者が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進します。
- 災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災や復興に向けた取組を推進します。
- 障がい者を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。

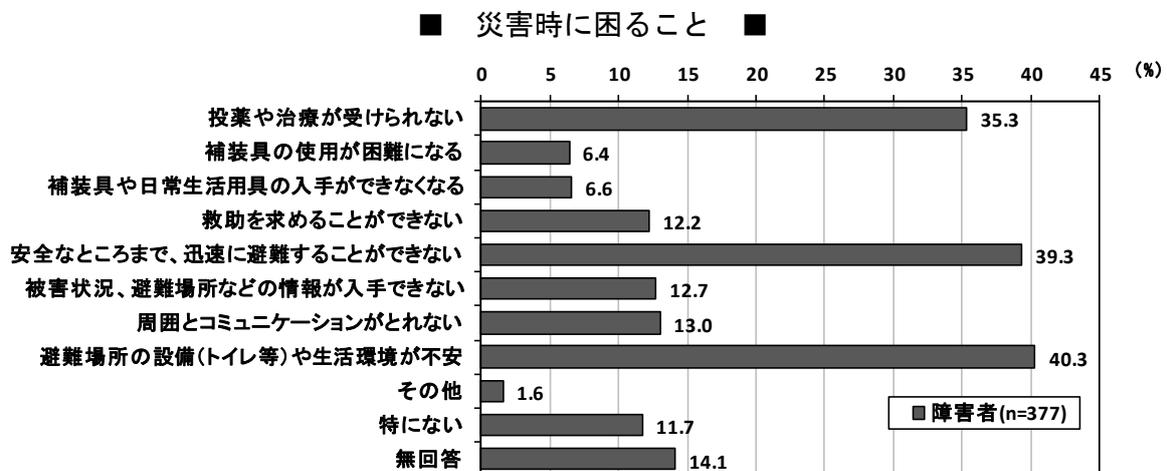
### (1) 防災対策の推進

#### ■ 現状と課題 ■

障がい者調査から、災害時の対応をみると、一人で避難できる人は37.7%、家族がいない場合や一人暮らしの場合に近所に助けてくれる人がいるのは34.5%、どちらも約3人に1人とどまっています。



また、火事や地震等の災害時に困ることとしては、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」（40.3%）をはじめとして、「安全なところまで、迅速に避難することができない」（39.3%）、「投薬や治療が受けられない」（35.3%）の3つが多くなっています。



本市では、災害時における要援護者に対する情報はそれぞれの民生委員より伝達することになっています。加えて、地区による避難訓練も行っており、実際の避難や地域避難マップ等を作成するなど、市民の防災意識を高めています。

また、避難行動をスムーズに行うために、個人情報に配慮しながら、要援護者台帳への登録者を増やし、名簿の整備を進める必要があります。

### 【 具体的な施策 】

施 策	内 容
避難・誘導體制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時における要援護者に対する情報伝達体制や支援ネットワーク等について構築していきます。</li> <li>● 市民による地域防災マップの制作支援やパンフレット等の配布等を視野に入れ、要援護者自身の防災意識を高めていけるよう検討を行います。</li> </ul>
避難場所となる施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時に、障がい者や高齢者をはじめとするすべての人が安心して避難できるよう、利用しやすい施設設備（トイレ等）を備えた避難施設の充実に努めます。</li> </ul>

## (2) 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止

### ■ 現状と課題 ■

障がい者を犯罪から守り、消費者被害等にあわないようにするためには、障がい者自身が防犯知識を身につけ、防犯意識を高めるとともに、地域ぐるみでの見守り活動を含めた安全・安心なまちづくりを進める必要があります。

また、最近、障がい者や高齢者をねらった犯罪が多発しており、防犯知識の周知徹底や悪質商法等の消費者被害防止に向けた情報提供、犯罪被害の発生を未然に防ぐ取組を充実することが求められています。

本市ではひとり暮らし高齢者等の自宅に、緊急時に簡単な操作で通報する緊急通報装置を設置することで、日常生活での不安解消及び緊急時の迅速な対応を行っています。

緊急通報装置の設置件数は、平成 28 年度末で 280 件となっています。

### 【 具体的な施策 】

施 策	内 容
緊急通報装置の充実	● 24 時間応答が可能な「緊急通報装置」の給付事業の充実を図ります。

## 8 差別の解消及び権利擁護の推進

### 【基本的考え方】

- 社会のあらゆる場面において、障がい者を理由とする差別の解消を進めるため、地方公共団体、障がい者団体等の様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者や市民一般の幅広い理解の下、環境の整備に係る取組を含め、障がい者差別の解消に向けた取組を幅広く実施することにより、障害者差別解消法等の実効性ある施行を図ります。
- 障害者虐待防止法の適正な運用を通じて障がい者虐待を防止するとともに、障がい者の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等に取り組むことにより、障がい者の権利擁護のための取組を着実に推進します。

### (1) 障がいを理由とする差別解消の推進

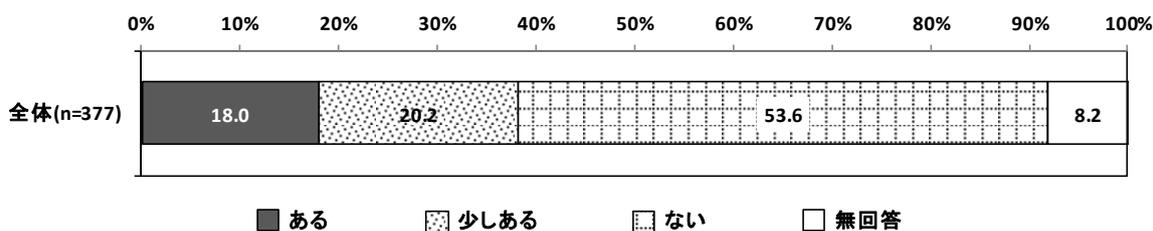
#### ■ 現状と課題 ■

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が、平成 28 年 4 月から施行され、これにより、何人も、障がいを理由として差別すること、その他権利利益を侵害する行為は禁止されています。

本市では、毎年 12 月の障害者週間に合わせ、人権に関する講演会の開催や、市内各所でチラシ等を配布する街頭啓発を行い、障がいへの正しい理解と認識を深める啓発活動を行っています。

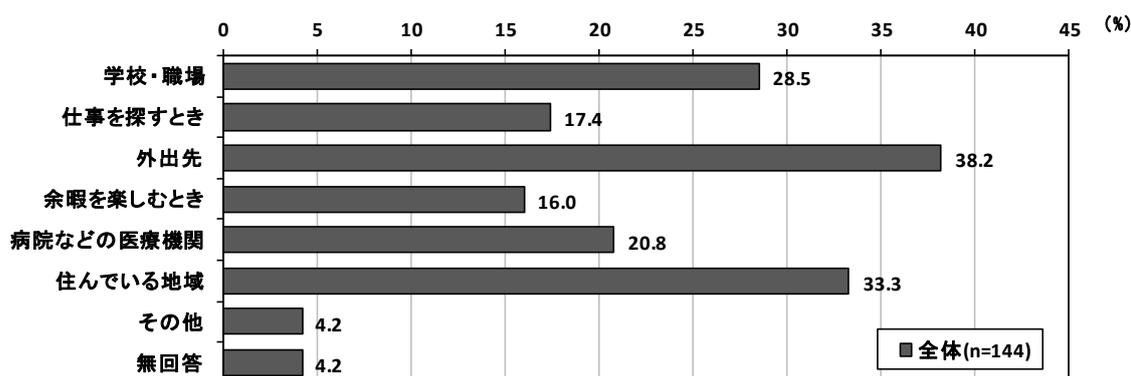
障がい者調査によると、障がいがあることで差別されたことや嫌な思いをする（した）ことのある人 38.2%（「ある」18.0%+「少しある」20.2%）と、依然として差別や偏見が根強く残っていることがうかがえます。

#### ■ 障がいがあることで差別されたことや嫌な思いをする（した）こと ■



差別されたことや嫌な思いをする（した）ことのある場所としては、「外出先」（38.2%）や「住んでいる地域」（33.3%）、「学校・職場」（28.5%）が多くなっています。

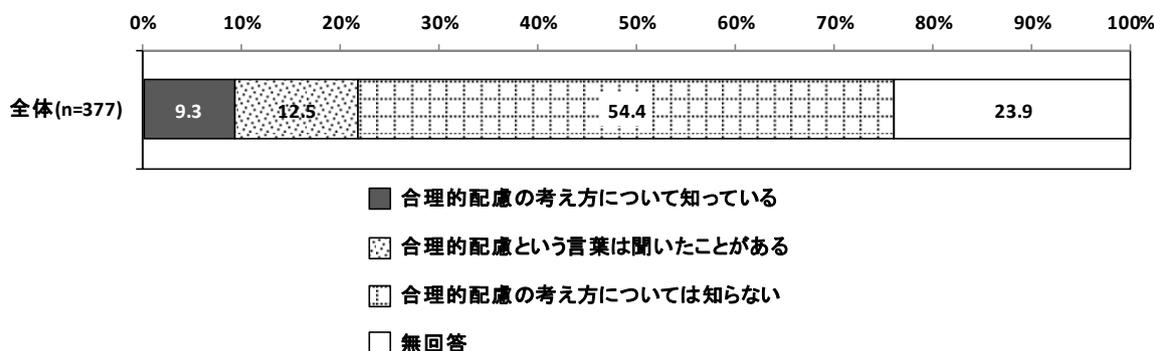
■ 差別されたことや嫌な思いをする（した）ことのある場所 ■



こうした中で、障害者差別解消法に位置づけられている『合理的配慮』についてみると、「合理的配慮の考え方について知っている」が9.3%、「合理的配慮という言葉は聞いたことがある」が12.5%、「合理的配慮の考え方については知らない」が54.4%となっています。

今後は、差別、偏見のない社会とするために、合理的配慮の考え方についての啓発活動を推進する必要があります。

■ 合理的配慮の認知状況 ■



【合理的配慮とは】

※障害者差別解消法では、障がいの「ある人」が「ない人」と同じように生活するために過大な負担とならない範囲で行う配慮や工夫を「合理的配慮」としています。また、「合理的配慮」を行わないことは差別として位置づけられています。

※事例としては、「事業所において、知的障がい・発達障がい者の方から、言葉に出して意思表示することが難しいという申し出があったため、ジェスチャーやメモで意思表示を行うようにした」などがあげられます。

## 【 具体的な施策 】

施策	内容
広報紙等による理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>『広報やながわ』等を通じて、障がいと障がいのある人や障がい者福祉に対する市民の理解促進を行います。特に精神障がいについては、情報の普及に力を入れています。</li> <li>市役所や福祉関係機関、医療機関等に設置するパンフレット等の内容をさらに充実させるよう努めます。</li> </ul>
障害者週間における啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>12月3日～9日の「障害者週間」等を利用して、障がいのある人への理解、障がい者福祉の活動紹介を行います。</li> </ul>

## (2) 権利擁護の推進

### ■ 現状と課題 ■

様々な権利関係がある社会において、人権や財産が侵害されることなく、安心して日常生活を送ることができるよう、障がい者の権利擁護を一層推進するための体制づくりが求められています。

柳川市社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業（福祉サービスの利用援助、通帳・権利書等の保管、公共料金の払い込み、日常的な金銭管理等のサービス）について、啓発・広報活動を行っていますが、認知度が低いのが現状です。

今後も、援助が必要な障がい者と関係を持つ障がい者団体や相談支援専門員等と連携し、利用しやすい環境づくりが課題となっています。

また、判断能力が十分でない人（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等）の法的な保護を目的とした制度に成年後見制度があります。介護者の高齢化、親族と疎遠になった障がい者の相談に対し、成年後見制度の申立て方法など、分かりやすい説明に努めています。なお、負担能力がない場合は申立てに要する費用や成年後見人等報酬について支援を行っており、引き続き制度の利用促進を図ります。

## 【 具体的な施策 】

施策	内容
権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉協議会で実施している「地域福祉権利擁護事業」や「日常生活自立支援事業」等の権利擁護のための相談窓口についての周知に努め、必要に応じて連携を図ります。</li> </ul>
成年後見制度の利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度による支援を必要とする障がいのある人に対し、その利用の促進を図ります。</li> </ul>

## 9 行政サービス等における配慮

### 【基本的考え方】

- 障がい者がその権利を円滑に行使できるよう、司法手続や選挙等において必要な環境の整備や障がい特性に応じた合理的配慮の提供を行う。
- 行政機関の窓口等における障がい者への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等に当たっては、ICT等の利活用も検討し、可能なものは積極的に導入するなど、アクセシビリティへの配慮に努めます。

### ■ 現状と課題 ■

本市では、平成30年4月から「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する柳川市職員対応要領」を施行します。これに伴い不当な差別的取り扱いや合理的配慮の基本的な考え方について確認し、事務事業の実施にあたり適切な対応を行うよう、努めていきます。

### 【具体的な施策】

施策	内容
障がいのある人についての理解の促進と合理的配慮の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員向けガイドライン」に基づき、市職員に対する障がいのある人に関する理解を促進し、窓口等における障がいのある人への合理的配慮等に努めるよう徹底を図ります。</li></ul>

### 第3部 障がい福祉計画（第5期）

## 第1章 計画の基本的考え方

国の基本指針及び障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる5つを基本理念とし、その推進を図ります。

### 基本理念1 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別、程度を問わず、障がいのある人の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障がい福祉サービス等を受けつつ、自立と社会参加の実現を図ることを基本として、障がい福祉サービスに係る提供基盤の整備を推進します。

### 基本理念2 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施と充実

障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等とし、一元的にサービスを実施するとともに、さらなる充実に向けた取組を推進します。

また、発達障がいのある人や高次脳機能障がいのある人は精神障がいのある人に含まれること、難病等の方々が各種障害者手帳の有無に関わらず、障がい福祉サービス、相談支援等が利用できることの周知を図ります。

### 基本理念3 入所・入院等からの地域生活移行、地域定着の支援や就労支援等のサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立を支援する観点から、地域生活への移行や就労支援等に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくりなど地域の社会資源を最大限に活用した基盤整備を推進します。

### 基本理念4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、次のような取組等を計画的に推進します。

- 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り
- 地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組
- 人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築

### 基本理念5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児及びその家族に対し、障が

いの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい児通所支援及び障がい児相談支援については市町村を実施主体の基本とし、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障がい児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

## 第2章 障がい福祉サービスの事業量の推計

### 1 平成32年度の数値目標の設定

国の基本指針に基づき、地域における課題等を踏まえ、平成32年度末における数値目標を設定しました。

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

##### 【基本指針による目標設定の考え方】

地域生活への移行を進める観点から、平成28年度末時点の福祉施設に入所している障がい者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成32年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。

また、当該目標値の設定に当たり、平成29年度末において、障がい福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

##### 【施設入所者の地域生活への移行】

年度末時点入所者数		【目標値】	【目標値】
平成28年度（A） 実績 （H29.3.31時点）	平成32年度 （B）	削減見込 （A-B）	地域生活 移行者数
137人	134人	3人	13人

※2%以上

※9%以上

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【 基本指針による目標設定の考え方 】

#### ■ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

##### 1. 圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況（県）

平成 32 年度末までにすべての圏域ごとに、精神障がい者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本。

##### 2. 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況（市）

平成 32 年度末までにすべての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本。市町村単位での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

##### 3. 精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）（県）

基本指針に掲げる式により算定した平成 32 年度末の精神病床における 65 歳以上の 1 年以上長期入院患者数及び基本指針に掲げる式により算定した平成 32 年度末の精神病床における 65 歳未満の 1 年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。

##### 4. 精神病床における早期退院率（入院後 3 か月時点、入院後 6 か月時点、入院後 1 年時点）（県）

入院後 3 か月時点の退院率については 69%以上とし、入院後 6 か月時点の退院率については 84%以上とし、入院後 1 年時点の退院率については 90%以上とすることを基本。

## (3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等が担う必要な機能のうち、相談、緊急時の受入れ・対応については整備しましたが、今後、さらなる支援の充実に向けて関係するサービス事業所との連携を強化し、面的整備を含めた支援体制の充実に努めます。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行

##### 【基本指針による目標設定の考え方】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本とする。

また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成 32 年度末における利用者数が平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指すものとする。なお、これらの目標設定に必要となる利用者数については、サービス等利用計画案を踏まえて、暫定支給決定期間を設定し、利用者の最終的な意向確認をしたものに限られることに留意して行うこととする。さらに、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該目標値の設定に当たっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本とする。

なお、一般就労に移行する者の数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定に当たり、平成 29 年度末において、障がい福祉計画で定めた平成 29 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成 32 年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

##### 【福祉施設から一般就労への移行等】

(1) 一般就労移行者数		(2) 就労移行支援事業所の利用者数		(3) 就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合
平成 28 年度実績 (H29. 3. 31 時点)	【目標値】 平成 32 年度	平成 28 年度実績 (H29. 3. 31 時点)	【目標値】 平成 32 年度	【目標値】 平成 32 年度
4 人	6 人	21 人	26 人	50%

##### 【就労定着支援（平成 30 年 4 月～）による支援開始 1 年後の職場定着率】

【目標値】 平成 32 年度末
80%

## 2 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスについて、国の基本指針に基づき、事業の内容、過去の実績から想定される平成32年度までの見込量を設定しました。

### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、主に障がい者の居宅等でサービスを受けるサービスです。

#### 【居宅介護】

障がいのある人にヘルパーを派遣し、居宅で入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活に関する相談・助言、その他生活全般にわたる援助を行います。

#### 【重度訪問介護】

重度の肢体不自由、重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護を要する人にヘルパーを派遣し、居宅で入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活に関する相談・助言、その他生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護を総合的に行います。

#### 【同行援護】

視覚障がいや移動に著しい困難がある人に対し、ヘルパーが外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、その他外出する際の必要な援助を行います。

#### 【行動援護】

知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護を要する人にヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ・食事などの介護、その他の行動する際の必要な援助を行います。

#### 【重度障害者等包括支援】

常時介護を要する障がいがあり、意思疎通に著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺、寝たきりの状態、知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対して、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・生活介護・短期入所・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助を包括的に提供します。

#### 《見込量の考え方》

第4期の利用者数は、見込みを下回り、横ばいですが、今後、障がい者の高齢化が進むことから、在宅のニーズが増加することが見込まれることから、第5期は、増加を見込んでいます。

#### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第4期（実績）			第5期（計画）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護 重度訪問介護	利用者数／月	73	73	75	79	82	87
行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	時間／月	2,148	2,231	2,225	2,293	2,354	2,617

※平成29年度は見込み

### (今後の方針)

- 事業者に対して、広く情報提供を行うなど、介護保険事業所をはじめ多様な事業者の参入促進を図るとともに、障がいの状態に適切に対応できる体制づくりを進めます。

## (2) 日中活動系サービス

### ①生活介護

「生活介護」は、常時介護の支援が必要な人で、障がい程度区分が区分3以上、50歳以上の場合は区分2以上の人が対象となります。また、障がい者支援施設に入所する場合は区分4以上、50歳以上の場合は区分3以上の人が対象です。

生活介護は、常時介護を要する人に対して、主として昼間において、障がい者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行うものです。

#### 《見込量の考え方》

第4期は、利用者数では見込みを下回っていますが、利用日数では見込みを上回っており、増加傾向にあります。第5期は、第4期の実績をもとに、増加を見込んでいます。

#### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第4期(実績)			第5期(計画)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	利用者数(人/月)	184	179	182	193	196	199
	利用日数(人日/月)	3,921	3,814	3,909	4,255	4,350	4,444

※平成29年度は見込み

### (今後の方針)

- 地域での生活を進めていくうえで、生活介護は重要となります。そのため、利用希望者に事業所情報の提供に努めます。

### ②自立訓練

#### ②-1 自立訓練(機能訓練)

生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### 《見込量の考え方》

第4期は、横ばいに見込んでいましたが、見込みを上回る増加になっています。第5期も第4期の実績に基づき、増加を見込んでいます。

### 【サービスの推移と見込み】

	単位	第4期（実績）			第5期（計画）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立訓練 （機能訓練）	利用者数(人/月)	1	3	5	7	9	11
	利用日数(人日/月)	23	67	113	158	203	248

※平成29年度は見込み

### ②-2 自立訓練（生活訓練）

生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### 《見込みの考え方》

第4期では、見込みを下回りましたが、利用者は増加傾向にあり、特に、利用日数の増加が目立っています。この傾向を受けて、第5期も増加を見込んでいます。

### 【サービスの推移と見込み】

	単位	第4期（実績）			第5期（計画）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立訓練 （生活訓練）	利用者数(人/月)	14	16	17	18	19	20
	利用日数(人日/月)	241	301	326	350	375	400

※平成29年度は見込み

#### （今後の方針）

- 事業所を明確に把握し、利用希望者に事業所情報の提供に努めます。現在の身体障がい者リハビリテーションセンター、知的障がい者施設をはじめとする関係サービス事業所の活用を図ります。

### ③就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人、技術を習得し自宅で就労等を希望する人に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### 《見込みの考え方》

第4期では、見込みを下回り、利用量は減少傾向にあります。しかし、第5期は、地域移行と福祉施設から一般就労への移行の推進により、増加を見込んでいます。

### 【サービスの推移と見込み】

	単位	第4期（実績）			第5期（計画）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労移行支援	利用者数(人/月)	31	21	18	20	22	26
	利用日数(人日/月)	491	391	355	394	434	513

※平成29年度は見込み

(今後の方針)

○事業所を明確に把握し、利用希望者に事業所情報の提供に努めます。

④就労継続支援

④-1 就労継続支援（A型）

就労に必要な知識や能力の向上を図ることにより、事業所等において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

《見込量の考え方》

第4期では見込みを大幅に上回る利用があり、かつ増加傾向となっています。この傾向を受けて、第5期も増加を見込んでいます。

【サービスの推移と見込量】

	単位	第4期（実績）			第5期（計画）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労継続支援（A型）	利用者数(人/月)	54	74	85	96	107	118
	利用日数(人日/月)	1,108	1,493	1,724	1,954	2,185	2,415

※平成29年度は見込み

(今後の方針)

○事業所を明確に把握し、利用希望者に事業所情報の提供に努めます。

広域的な利用の視点から、市民の利用について近隣のサービス事業所と調整を行います。

④-2 就労継続支援（B型）

企業などや雇用型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人や、就労移行支援を利用したが企業や雇用型の雇用に結びつかなかった人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

《見込量の考え方》

第4期の見込みよりは下回ったものの、利用量は増加しています。この第4期の実績に基づき、第5期の利用量を見込んでいます。

【サービスの推移と見込量】

	単位	第4期（実績）			第5期（計画）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労継続支援（B型）	利用量(日/月)	114	119	120	123	125	127
	実利用者数(人/月)	2,173	2,335	2,397	2,757	2,997	3,237

※平成29年度は見込み

### (今後の方針)

- 事業所を明確に把握し、利用希望者に事業所情報の提供に努めます。  
福祉的就労の提供体制の確保に努めるとともに、関係機関と連携して活性化を図ります。

### ⑤就労定着支援

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

#### 《見込量の考え方》

第5期からの新しいサービスです。計画では、数値目標である一般就労移行者数の平成32年度の目標値を参考に設定しました。

#### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第5期（計画）		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労定着支援 【新規】	利用者数(人/月)	1	2	3

### ⑥療養介護

病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人で、①障がい程度区分6で、気管切開をとともう人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障がい程度区分5以上で、筋ジストロフィー患者又は重症心身障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助等を行います。

#### 《見込量の考え方》

第4期は横ばいと見込んでいましたが、利用者は増加傾向にあります。この第4期の実績に基づき、第5期も増加を見込んでいます。

#### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第4期（実績）			第5期（計画）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
療養介護	利用者数(人/月)	23	28	30	32	34	36

※平成29年度は見込み

### (今後の方針)

- 施設等を明確に把握し、利用希望者に事業所情報の提供に努めます。  
柳川療育センターや近隣にある病院等（独立行政法人）との連携を図り、療養介護が必要な方に対するサービスの利用支援を行います。

## ⑦短期入所

居宅で介護する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

### 《見込量の考え方》

第4期では、利用者は増加傾向にあります。この第4期の実績に基づき、第5期も増加を見込んでいます。

### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第4期（実績）			第5期（計画）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所（合計）	利用量(日/月)	75	108	128	147	167	186
	実利用者数(人/月)	24	25	26	25	26	25
短期入所（福祉型）	利用量(日/月)	61	77	91	104	118	131
	実利用者数(人/月)	18	17	17	16	16	15
短期入所（医療型）	利用量(日/月)	14	31	37	43	49	55
	実利用者数(人/月)	6	8	9	9	10	10

※平成29年度は見込み

### （今後の方針）

- 市民のニーズに応じたサービスが提供できるようサービス体制の確保に努めるとともに、事業所との連携を図ります。

### (3) 居住系サービス

#### ①共同生活援助（グループホーム）

就労又は就労継続支援などの日中活動を利用している知的障がい・精神障がいのある人が、共同生活を行う住居で、地域において自立した日常生活に向けて援助を行います。

##### 《見込量の考え方》

第4期の見込みを上回る増加がありました。この傾向をうけて、第5期も増加を見込んでいます。

##### 【サービスの推移と見込み】

	単位	第4期（実績）			第5期（計画）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
共同生活援助 （グループホーム）	人/月	56	59	61	65	70	75

※平成29年度は見込み

##### （今後の方針）

- 第5期の見込量が確保されるよう、グループホーム事業者の新規整備や定員増が推進される環境整備に努めます。

#### ②施設入所支援

施設に入所している人に、夜間や休日において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。「施設入所支援」は、生活介護を受けている、障がい程度区分が区分4（50歳以上の場合は、区分3）以上の人、あるいは自立訓練又は就労移行支援を受けている人で入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人又は地域における障がい福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人が対象となります。

##### 《見込量の考え方》

第4期は横ばいで推移しています。

第5期については、国の指針により施設入所者数の削減割合の目標から、減少を見込んでいます。

##### 【サービスの推移と見込み】

	単位	第4期（実績）			第5期（計画）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
施設入所支援	人/月	137	137	137	137	136	134

※平成29年度は見込み

##### （今後の方針）

- 施設入所支援については、障がい程度区分に基づき、必要な人が利用できるよう努めます。

### ③自立生活援助

一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

#### 《見込量の考え方》

第5期からの新しいサービスですが、地域移行の推進等を加味し、平成32年度は3人を見込んでいます。

#### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第5期（計画）		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助 【新規】	人/月	1	2	3

#### （今後の方針）

○第5期からの新しいサービスであるため、ニーズの把握に努め、柔軟に対応します。

### （4）相談支援事業（サービス利用計画作成）

#### ①計画相談支援

すべての障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象に、サービス利用計画の作成とモニタリングを実施する事業です。

#### 《見込量の考え方》

第4期は、見込みを大幅に下回っています。この第4期の実績に基づき、第5期を見込んでいます。

#### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第4期（実績）			第5期（計画）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	人分/月	96	98	100	110	120	130

※平成29年度は見込み

#### （今後の方針）

○利用計画対象者の状況や、参入事業所の障がいの専門性等を勘案し、事業所の誘致を検討します。

○民間事業所における利用計画作成を支援するため、市と相談支援事業所との連絡会議を軸とし、各事業所の相談支援専門員を対象とした研修の開催、計画作成の質の向上の支援、相談支援に係る課題の共有等、体制作りを構築していきます

## ②地域移行支援

福祉施設の入所者及び入院中の精神障がい者の人数や地域生活へ移行する人等のうち、住宅の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを実施する事業です。

### 《見込量の考え方》

第4期は、見込みを大幅に下回っています。この第4期の実績に基づき、第5期を見込んでいます。

### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第4期（実績）			第5期（計画）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域移行支援	人分/月	2	0	1	2	4	8

※平成29年度は見込み

### （今後の方針）

- 地域移行支援の対象者が入院・入所している障がい者であり、地域移行する際の移行先が、現在入院・入所している地域近郊となる利用者もいるため、事業者としては活動範囲が広域となります。今後も一般相談支援事業所と連携し、地域移行支援の体制づくりを進めていきます。

## ③地域定着支援

地域における単身の障がい者や、家族の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者の地域生活移行者を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等の相談などを行う事業です。

### 《見込量の考え方》

第4期は、見込みを大幅に下回っています。この第4期の実績に基づき、第5期を見込んでいます。

### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第4期（実績）			第5期（計画）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域定着支援	人分/月	1	0	1	2	4	8

※平成29年度は見込み

### （今後の方針）

- 一般相談支援事業所と連携し、単身生活する障がい者に対して、常時の相談体制を確保し、障がいの特性により生じた緊急の事態に対応できるよう体制づくりを進めていきます。

### 3 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村及び都道府県が主体となって、その地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することで、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すものです。

#### 【必須事業】

##### 1. 相談支援事業

＜障がい者相談支援事業＞

＜地域自立支援協議会＞

＜市町村相談支援機能強化事業＞

＜住宅入居等支援事業＞

＜成年後見制度利用支援事業＞

##### 2. 意思疎通支援事業

##### 3. 日常生活用具給付等事業

##### 4. 移動支援事業

##### 5. 地域活動支援センター事業

#### 【任意事業】

##### 1. 日中一時支援事業

##### 2. 訪問入浴サービス事業

## (1) 相談支援事業

### <障がい者相談支援事業>

障がいのある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

そのため、本市では、各種障がいの相談に総合的に対応する柳川市障害福祉相談室「きらり」を拠点に、相談支援に関する評価や地域の障がい者支援体制づくりの中核的役割を果たす協議の場としての地域自立支援協議会の機能の充実を図りながら、地域における障がい福祉支援体制の推進に努めていきます。

#### ① 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的としたものです。

##### (今後の方針)

総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、相談支援事業所の中核的な役割を担う基幹相談支援センターについて、市内1か所設置を目指します。

#### ② 指定一般相談支援事業所

地域移行支援や地域定着支援及び基本相談支援を行う場所です。

##### (今後の方針)

地域相談の質を確保し、地域移行支援や地域定着支援を推進するため、民間の事業所の参入を促進します。

#### ③ 指定特定相談支援事業所

計画相談支援（サービス利用支援等）や基本相談支援を行う場所です。

##### (今後の方針)

障がい者（児）のサービス利用支援と継続のサービス利用についての支援が滞りなく行われるように、民間の事業所の参入を促進します。

### <地域自立支援協議会>

障がいのある人の生活支援等をはじめとする地域の総合的なシステムとネットワークづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、柳川市障害者自立支援協議会において協議を行います。

### <市町村相談支援機能強化事業>

相談支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士などの専門職員を配置し、困難ケースへの対応や成年後見制度など相談支援機能の強化を図っていきます。利用者負担はありません。

### <住宅入居等支援事業>

賃貸契約による一般住宅への入居を希望する障がいのある人に対し、入居に必要な調整等の支援を行い、障がいのある人の地域生活の支援に努めます。

利用者負担はありません。

### <成年後見制度利用支援事業>

認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な人等を保護・支援する成年後見制度において、身寄りがいない場合など親族等による申立てができない人のために、市長が家庭裁判所に後見人等選任のための審判請求を行なうとともに、審判請求の経費や後見人等報酬の負担が困難な人への助成を実施しています。

#### 【事業見込みか所数及び確保策】

第4期計画期間に引き続き、相談支援事業1か所を柳川市社会福祉協議会に委託して実施し、各種障がいに対応した専門的な相談支援を実施します。

また、地域自立支援協議会や成年後見制度利用支援事業については、相談支援事業者と市との連携を図ります。

#### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第4期（実績）			第5期（計画）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障がい者相談支援事業所	有無	有	有	有	有	有	有
地域自立支援協議会	有無	有	有	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	有無	有	有	有	有	有	有

### (2) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、社会参加をする際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者等の派遣を行います。

#### 《見込量の考え方》

第4期の実績に基づき、第5期を見込んでいます。

#### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第4期（実績）			第5期（計画）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者派遣事業	延べ利用者数/年	62	75	90	100	110	120

※平成29年度は見込み

### (今後の方針)

- 手話通訳者等の派遣や配置等を実施し、利用促進のための情報の周知徹底に努めます。  
また、手話講座等を開催し、人材の育成醸成に努めます。

### (3) 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がいのある人や知的障がい・精神障がいがある人に、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

#### 《見込量の考え方》

第4期の実績に基づき、第5期を見込んでいます。

#### 【サービスの推移と見込量】

		第4期(実績)			第5期(計画)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	件/年	6	0	4	5	5	5
自立生活支援用具	件/年	8	7	7	10	10	10
在宅療用等支援用具	件/年	6	8	7	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	件/年	12	8	10	13	13	13
排泄管理支援用具	件/年	1,190	1,279	1,240	1,300	1,300	1,300
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	0	1	2	3	3	3
合計	件/年	1,222	1,303	1,270	1,339	1,339	1,339

※平成29年度は見込み

### (今後の方針)

- 現在行われている日常生活給付事業を継承し、給付見込みを踏まえつつ、必要な予算確保に努めます。

### (4) 移動支援事業

外出時に支援が必要と認めた障がいのある人に対して、円滑に外出できるよう、移動を支援し、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進します。

#### 《見込量の考え方》

第4期の実績に基づき、第5期を見込んでいます。

#### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第4期(実績)			第5期(計画)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業	人分/月	41	41	47	50	53	55

※平成29年度は見込み

### (今後の方針)

- 障がい者の社会参加や余暇活動を進めるため、事業の周知を図るとともに、市及び近隣の事業所の連携を図ります。

### (5) 地域活動支援センター事業

創作的活動又は生産活動などの機会を提供し、社会との交流等を行い、地域生活支援の促進を図ります。

隣接のみやま市に、地域活動支援センターが1か所あり、平成21年4月よりこれまでのⅢ型（実利用人員概ね10名以上）からⅡ型（実利用人員概ね15名以上）に変わり、事業内容も社会適応訓練などが追加されます。

#### 《見込量の考え方》

第4期の実績に基づき、第5期を見込んでいます。

#### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第4期（実績）			第5期（計画）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援センター事業	人分/月	9	7	7	10	10	10

※平成29年度は見込み

### (今後の方針)

- 地域活動支援センターが持つ特性や機能をうまく活かしていけるよう事業所との連携を図り、同時に市として地域福祉の担い手として事業所を支援していきます。

### (6) 日中一時支援事業

障がいのある人を一時的に預かることにより、日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適應するための日常的な訓練を行います。

#### 《見込量の考え方》

第4期の実績に基づき、第5期を見込んでいます。

#### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第4期（実績）			第5期（計画）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中一時支援事業	人分/月	32	37	40	50	52	55

※平成29年度は見込み

### (今後の方針)

- 障がい者の社会参加や余暇活動を進めるため、事業の周知を図るとともに、市及び近隣の事業所の連携を図ります。
- 事業を実施していく中で、問題や課題を検討し、事業所が参入しやすくなるよう、情報の提供に努めます。

## (7) 訪問入浴サービス事業

身体に障がいのある方の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

### 《見込量の考え方》

第4期の実績に基づき、第5期を見込んでいます。

### 【サービスの推移と見込量】

	単位	第4期（実績）			第5期（計画）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問入浴サービス事業	人分/月	0	0	0	1	1	1

※平成29年度は見込み

### （今後の方針）

○障がい者の社会参加や余暇活動を進めるため、事業の周知を図るとともに、市及び近隣の事業所の連携を図ります



## 第4部 障がい児福祉計画（第1期）

## 第1章 計画の基本的考え方

本計画の基本的な考え方は、「障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方」より以下のように設定します。

- ◆ 障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育ちを支援します。
- ◆ 障害児及びその家族に対し、障害の疑いの段階から身近な地域で支援できるようにします。
- ◆ 障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。
- ◆ 障害児が地域の保育、教育等の支援を利用し、障害の有無にかかわらず児童がともに成長できるよう、障害児支援を通じて、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。
- ◆ 障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて障害児支援の均てん化を図りつつ、地域支援体制の構築を図ります。
- ◆ 指定通所支援等の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関等との連携を図ります。

## 第2章 児童福祉法上のサービス等の見込

### 1 成果指標

基本指針に基づき、以下の施設、サービスを整備します。

#### ●児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置します。なお、市単独での設置が困難な場合には、圏域で設置します。

また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、市又は圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。

#### ●児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保します。なお、市単独での確保が困難な場合には、圏域で確保します。

#### ●医療的ケア児支援のための関係機関協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けます。なお、市単独での設置が困難な場合には、県と協議し、圏域で設置します。

## 2 児童福祉法上のサービス

児童福祉法上のサービスは、以下のようになっています。

名称	主な対象者	サービス内容
児童発達支援	障がい児	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がい児	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児	授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行います。
障がい児入所支援	障がい児	障がい児入所施設に入所し、又は指定医療機関に入院する障がい児に対して保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行ったり、障がい児入所施設に入所し、又は指定医療機関に入院している障がい児のうち知的障がい児、肢体不自由のある児童又は重症心身障がい児に対し治療を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援）を利用するすべての障がい児	障がい児支援利用援助は、障がい児通所給付費の申請に係る障がい児の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障がい児支援利用計画を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障がい児支援利用計画の作成等を行います。 継続障がい児支援利用援助は障がい児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障がい児支援利用計画の見直しを行い、障がい児支援利用計画の変更等を行います。
居宅訪問型児童発達支援【新規】	重度心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児	外出が著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
医療的ケア児支援調整コーディネーター【新規】		医療的ケア児を総合的に支援するために、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

児童福祉法に基づくサービスの量の見込みと確保策については、以下の通りとします。

### 《見込量の考え方》

各サービスとも、障がい福祉計画の第4期の実績に基づき、第5期を見込んでいます。

### 【サービスの推移と見込量】

	単位	障がい福祉計画			障がい児福祉計画		
		第4期（実績）			第1期（計画）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	人日/月	11	20	23	25	30	35
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	1	1	1
放課後等デイサービス	人日/月	46	44	46	50	53	55
保育所等訪問支援	人日/月	1	1	1	2	3	3
障がい児相談支援	人/年	72	37	85	90	95	100
居宅訪問型児童発達支援 【新規】	利用量(日/月)	/	/	/	1	1	1
	実利用者数(人/月)	/	/	/	1	1	1
医療的ケア児支援調整 コーディネーター【新規】	人	/	/	/	0	0	1

※平成29年度は見込み

### （今後の方針）

- 障がい児への支援や社会参加を推進するため、事業の周知を図るとともに、市及び近隣の事業所の連携を図ります。
- 事業を実施していく中で、問題や課題を検討し、事業所が参入しやすくなるよう、情報の提供に努めます。
- 新しいサービスについては、今後ともニーズの把握に努め、柔軟に対応します。



# 資料

## 柳川市障害者自立支援協議会要綱

平成 19 年 3 月 30 日

告示第 59 号

(設置)

第 1 条 柳川市に居住する障害者が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、一般相談支援事業及び特定相談支援事業（障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 17 項に規定する一般相談支援事業及び特定相談支援事業をいう。以下同じ。）の適切な運営及び地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として柳川市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 相談支援事業に関する事業評価
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整等
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- (4) 障害者福祉計画に関する協議等
- (5) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、第 17 条に基づく障害者差別解消支援地域協議会に関する協議等
- (6) その他障害福祉の推進のために必要な協議、調整等

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内で組織し、別表に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(個別ケア会議)

第7条 第2条各号に掲げる事項に係る個別案件について協議するため、協議会において必要と認めるときは、臨時に個別ケア会議を置くことができる。

2 個別ケア会議は、協議会の委員及び委員の関係団体の職員のうち、当該案件の協議に必要な関係者をもって組織する。

3 個別ケア会議は、その設置目的を達成したときに解散する。

(守秘義務)

第8条 協議会及び個別ケア会議の委員は、会議等において知り得た個人に関する情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉部福祉事務所において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会及び個別ケア会議の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

#### 附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月8日告示第8号)

この告示中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

#### 別表(第3条関係)

##### 柳川市障害者自立支援協議会委員構成

相談支援事業者
障害福祉サービス事業者
保健・医療機関関係者
教育・雇用機関関係者
障害当事者団体関係者
権利擁護団体関係者
地域ケアに関する学識経験者
関係行政機関の職員
その他協議会の目的を達成するため市長が必要と認める者

備考 この表において「地域ケア」とは、障害者、高齢者等が、介護や支援を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすため、地域全体で介護予防及び支援に取り組むことをいう。

平成29年度 柳川市障害者自立支援協議会委員名簿

No.	所属	役職名等	氏名	備考
1	社会福祉法人 柳川市社会福祉協議会	会長	大坪 正明	相談支援事業者
2	社会福祉法人学正会	第二・第三白梅学園 施設長	松井 公弘	障害福祉 サービス事 業者
3	社会福祉法人 高邦福祉会	柳川療育センター 施設長	石橋 大海	
4	社会福祉法人 かおりの里	理事・管理者	黒岩 保幸	
5	柳川山門医師会	医療法人翠甲会 甲斐病院 理事長・院長	甲斐 保	保健・医療機 関関係者
6	福岡県南筑後保健福祉 環境事務所	健康増進課 精神保健係長	原田 優美子	
7	福岡県立柳河特別支援 学校	主幹教諭	織口 誉	教育・雇用機 関関係者
8	大牟田公共職業安定所	統括職業指導官	竹内 朗	
9	柳川市障害者協議会	柳川市身体障害者福祉協会 会長	伊藤 秋光	障害当事者 団体関係者
10	〃	福岡県脊髄損傷者連合会 筑後支部	廣松 金年	
11	〃	柳川市障がい児(者)親の会 「さくらんぼ」会長	椛島 フヂ子	
12	〃	みやま市柳川市精神障害者 地域家族会 友和会 代表	中村 昭則	
13	〃	柳川市発達障がい児・者支援 親の会 代表	大曲 ゆかり	
14	柳川市民生委員児童委 員協議会	副会長	武末 美之	地域ケアに 関する学識 経験者

■発行年月／平成 30 年 3 月

■発行／柳川市

■編集／柳川市 保健福祉部 福祉課

〒832-8601 福岡県柳川市本町 87 番地 1

☎ 0944-77-8514